

予算審査特別委員会：平成29年3月14日（開会 午前 9時30分）

委員長

皆さんおはようございます。3月7日の定例会において、当特別委員会に付託されました平成29年度各会計の予算案を本日より審議してまいります。私といたしましては委員会をスムーズに、そしてその結論が適切に導き出されるよう努力をしてまいりたいと思っておりますが、委員の皆様方におかれましては、その質問の趣旨がわかりやすく伝わるよう簡潔な発言に心がけていただきますとともに、質問が議題外にわたらないよう特段のご配慮とご協力をお願い申し上げます。また委員からの質問に対しまして町理事者、また関係課長各位には、端的で誠実なる答弁をお願いいたしたいと存じます。それではただいまから予算審査特別委員会を開会し、直ちに会議を開きます。ただいまの出席委員は12名で会議は成立いたします。これより、本委員会に付託されました平成29年度平取町各会計予算について審査を進めてまいります。なお、発言される場合は、委員長の指名の後にご発言されるようお願いいたします。それではまず、議案第13号平成29年度平取町一般会計予算に対する質疑を行います。質疑の順序といたしましては、はじめに歳入歳出事項別明細書から行い、続いて第2表債務負担行為、第3表地方債と進めてまいりたいと思います。なお、委員会審査を進めていく上で、予算の年度別区分を明確にするため、本年度、来年度とはせず、必ず平成29年年度あるいは平成28年度として発言されるようお願いいたします。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳入から質疑を行いますので、予算書の11ページをお開き願います。11ページにおいて質疑ございませんか。櫻井委員。

櫻井委員

3番櫻井です。2節の収納率であります。町民税、固定資産税、軽自動車税に見られる長らく続きました収納率12%という数字が昨年15%になったのを機会に中川議員が質問した、その答弁の中で、実績が17%であったということで今回28年度においては15%としたとありました。今回、平成29年度においてはさらに、18%という高い目標をとってございます。大幅な不納欠損処理で、分母を小さくすることも十分に考えられますが、整理機構に依頼する金額も当然縮小していくと思われるなかで、債権条例を頼りにさらなる収納率向上を目指すというのは、大変難しくなっていくと思いますが、この18%という数字を達成するための特別な策はあるのかどうか、伺いたいと思います。

委員長

税務課長。

税務課長

この18%の算出根拠なんですけれども、ここ数年ですね、実は20%を超えているという状況があります。いきなり20%にするかということ、そこも歳入欠陥等の心配もあるので、20%ではなくて18%ということで収納率18%ということで計上させていただいたということでありまして、特別に来年度何

かをやるかということではなくて、今までの収納の方法、回収の方法を続けていきたい、継続していきたいというふうに考えております。以上です。

委員長 ほかございませんか。なければ、12、13ページ。14、15ページ。16、17ページ。18、19ページ。高山委員。

高山委員 ちょっと17ページの中でお戻りをいただいて、一つ教えていただきたいんですけども、入湯税でございますけれども、これ税率1泊150円というふうになってますけど、一泊でよろしいんですかね。その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

委員長 税務課長。

税務課長 うちの町では日帰りの入湯税というのはとっておりませんので、1泊ということで、1泊150円制限税率ですね、150円の日数を乗じて算出をしていると。で、なおかつ子どもさんも入湯税とってませんので、12歳以上ということになってございます。以上です。

委員長 ほか、20、21ページ、ございませんか。22、23ページ。24、25ページ。26、27ページ。28、29ページ。30、31ページ。32、33ページ。34、35ページ。櫻井委員。

櫻井委員 すみません、33ページお願いいたします。この墓地使用料ということではないんですが、ちょっと確認したいんですけど、平取町に共同墓地というものはあるのかどうかちょっとその辺、確認したいんですが。

委員長 町民課長。

町民課長 共同墓地があるか否かというお話かなと思いますけど、地区でいわゆる芽生だとかそういう部分についてもありますし、共同墓地という表現が果たしてどうかなんですが、各地区に墓地という分では存在しています。

委員長 櫻井委員。

櫻井委員 各地区にあるということですか。身寄りのない方というか、そういった方がはいる墓地があるという意味でしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 そういう意味ではなくて、いわゆる櫻井委員言ってるのは無縁墓地という部分で、私の知ってる分本町のほうにはいわゆる無縁墓地といいますか、無縁者が入るところはあるかなというふうに思いますけど。

委員長 櫻井委員。

櫻井委員 その使用料っていうんですか、それに入るための金額というのは一律というか、どういふかたちになってるんでしょう。

委員長 町民課長。

町民課長 そこについてはちょっと資料持ち合わせておりませんので、含めて後段のほうで確認して回答したいなと思います。

委員長 櫻井委員。

櫻井委員 それとあわせて最近の実績といいますか、そういうことももしわかれば、あわせてお願いします。

委員長 町民課長。

町民課長 墓地の使用料でございます。いわゆる本町1等地になって、

櫻井委員 ちがいます、その無縁墓地の使用料というか入るための金額のこと。1等地、2等地のことはわかるんですけど。

町民課長 そこら辺については数的なものはないかなと思いますけど。

委員長 よろしいですか。ほか、34、35ページ。櫻井委員。

櫻井委員 35ページの3節公民館使用料ですが、実績によって70万とありましたが、このうちの葬儀関係の収入っていうのはいくらぐらいなのか伺いたいと思いますが。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 すみませんちょっと手持ちで今ちょっとないですけども、今年の部分でいきますと14件、5件ぐらい、実績はありました。それを夏場であれば4万2千円というような金額になると思いますけども。葬儀につきまして4万2千円、2

日間ですね。通夜と告別式あわせまして4万2千円というような金額になって、今年確か14件から15件あったと思います。

委員長

櫻井委員。

櫻井委員

前ページの斎場の使用料からみますとね、斎場の使用料が減額されているんですよね。これは全体的に葬儀の数が減っているという、僕としては感覚なんですけど、今回の公民館使用料が70万ということで前年度と比較して変わっていないんですよね。当然葬儀全体が公民館でやるとは思っていないんですけど、29年度に比べて減額されて当然だと思うんですけど、その辺変わってないということがちょっと腑に落ちないんですけどその辺はいかがなんでしょうか。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

葬儀が全てではないと思いますけれども、ほかの団体で有料の部分もありますので、今ちょっとなかなかその部分というのはちょっと難しいかなと思うんですが、その葬儀だけの部分ではないということで、全体では大きく減るというような要素はないということで予算は編成しています。

委員長

櫻井委員。

櫻井委員

ほかのもので増えていくんだったらわかるんですけど、葬儀自体が減ってますよね、間違いなく、斎場の使用料みると。わかりますか。斎場使用料、かなり減額されているんですよね。ということは全体的に町で亡くなってる方というか、が減ってるってということでとらえてるんですけど。ただ中央公民館の総体の使用料ってのは変わってないですよ。それでおかしいんじゃないですかという質問なんですけど。伝わりにくいですか。

委員長

教育長。

教育長

町全体での葬儀が少なくなってきたという、委員の指摘で、それで火葬場の使用料だとかそういう部分が減ってきているということなんですけども、本町地区においては各生活館等も手狭になってたりしてですね、公民館に集中してくるという部分もありまして、件数のほうは課長言ったとおり、前年度14件から15件ということでやっていますし、公民館使用料の前年度同額の理由としては、葬儀だけでなくほかの部分での有料の使用料等もあるということで、前年度と同じ70万を計上しているというかたちになってます。町民課のほうと、葬儀全体が少なくなると火葬場使用料だとか、そっち側が減ってるんで公民館も連携して減らすというようなかたちでは考えてなくて、公民館は公

民館でかなり公民館自体の葬儀での使用はある程度のペースというか数が29年度も見込まれるんじゃないかということでこの金額を計上しているかたちになってます。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。34、35ページ。なければ36、37ページ。中川委員。

中川委員 37ページの商工使用料4節の二風谷ファミリーランド使用料なんですけども、28年度の予算より8万6千円ほど、若干ですけど下がっていますけども、前のページで入湯税は28年度より500人ほど多く見込んでいる割にはこの少なめの予算かなと思うんですけども、これも昨年並みなんですけども、何とかこの利用してもらうために新たな考えはしているのでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 金額につきましては、28年度の実績を基に算出しております。そして特に、何か新しいというかたちではですね、今、昨年アンケートをとった結果をもちましてどういうふうに整備するかという構想も含めまして考えているところがありますけども、現状キャンプ場とか結構年数経ってきておりまして、非常にちょっと修繕のほうもかかってきておりますので、そういった分の兼ね合いとあわせて実施していきたいなというふうに考えております。

委員長 ほかがございませんか。なければ38、39ページ。40、41ページ。42、43ページ。44、45ページ。千葉委員。

千葉委員 11番千葉です。45ページ、2節の住宅建設費補助金で直接的にこの補助金とは関係ないかもわからないんですけども、新しく町営住宅を事業として少しずつ建て替えというか、増やしていくという事業に対してはこれはもう続けてぜひいってもらいたい事業だと思ってますけど、問題よく最近聞かれるのは、経年劣化した古い住宅をどうするんだと。私住んでる振内D団地あたりでももう現実的に入居できない状態の住宅の扱いというものに対しては、どのように考えているのかなということが1点です。それはなぜかというと強風災害なんかあったら例えば入ってない住宅屋根が飛んできたりですね、鉄板はがれたりということももう間近に迫ってる住宅相当私も見てきたらあるわけがございますけども、計画的な解体整理というものに対しての考え方を聞いておきたいと思います。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長	<p>基本的に町営住宅の建て替えについては町の町営住宅長寿命化ということで、それに基づいて建て替えしているのが実態でございます、建て替える場所につきましては、委員言うとおりの相当耐用年数も過ぎてるのが多いというのは現状で理解しておりますけども、その建て替えに当たってその場所の選定ということになれば、将来的需要ですとかを見越したなかでの建て替えというのをやっているわけでございます。で、その中で一部修繕等に多額な費用がかかるということで、それと需要もあまりないというところに関しては募集を停止しているという状況でもございます。それで今言ったように劣化して屋根が強風等で飛んだということであればそれは危険なんで、応急的な処置をするということになるかと思えます。以上です。</p>
委員長	千葉委員。
千葉委員	<p>そういった古い町住の応急処置で例えば災害、一例ですけどね、強風災害やなんかを防いでいくということは理解ちょっとできないんですよ。ということはやはり計画的に住宅を整備していく、その背景のなかでやっぱり計画的に淘汰をしていく、そういったことはやっぱり基本的には並行して私はいくべきかなというふうに思ってるんですよ。振内でも昭和40年代前半ぐらいの住宅とかですね、なってくるともう相当傷んで、やはり利用してない住宅はやっぱりある程度場所のこと今課長言ってましたけども、集約的に、まとめていく。歯抜けでぼつんぼつんと入居しているような状態がもうそろそろ、この町営住宅では生まれてきてる。やはり淘汰して整理して、やっぱり将来的なまちづくりの私は一環だと思ってますけども、その辺に対して費用かけていく考え方全くないんでしょうか、再度伺います。</p>
委員長	建設水道課長。
建設水道課長	<p>現在町営住宅の管理戸数としては400弱、390何戸ございます。それで今までうちの建て替えのペースというのは大体多いときで10戸、最近であれば2戸ですとか4戸ということで、単純にいけば10戸ペースでやったとしても400とすれば40年かかるということで、費用の関係もございまして、なかなかその住宅の建て替えだけに多額のお金をかけていくということにもならない部分もありますし、将来の建て替えに当たっては小さい団地とか、集約できるものは当然していくのが効率的かなと思えますけども、なかなか今の管理戸数含めて、計画では今の戸数より減っていくような、試算になってますけども、それも今後の需用を見越して、戸数的には減っていかざるを得ないかなというような計画になってございます。</p>
委員長	千葉委員。

千葉委員

しつこいようですけども、新しく建てていくことに対しての何ですか、当然のことながら建設費の予算なんかもあるわけなんですけども、私が言いたいのは特に一例ですよ、振内の山手団地あたりはやはり、振内の中心部、特に農協の店舗とか、ガソリンスタンド、それからコンビニにそれから支所、そういった機能があるところからやっぱり距離離れてるんですね。ということは入居募集して入れる住宅でもね、入居を希望しないケースが非常に多いんですよ。ですから私言ってるのは、山手団地あたりはやっぱりある程度淘汰して、近いところに、行政区域としての町の中心部としての近いところに住宅建てると非常に効率がいいんですけども、そういったところの団地のあり方、公営住宅のあり方はやっぱりもうそろそろですね、市町村で言うと夕張あたりもそういった考え方で、中心部に集めてく、これはやっぱりぜひ計画として、今後の対策としてぜひやってもらいたいと思ってるんですけど、そういう考えも全く今話は、まあ今話を聞く限りではないような気がしてるんですけども、そういった、もうそろそろですね、まちづくり、地域にとって、町営住宅のあり方含めてですね、総合的に考える時期に来てるのかなというふうに私は思ってます。ですから、入居しない住宅はもちろん費用もかかりますけども、やはり淘汰して、中心部に集めていく、こういった考え方をですね、やっぱり全面的に打ち出していてもらいたいなという高齢化社会を迎える、特に平取町あたりも相当そういった方がこれからも増えてきますので、そういったことでお考えがないのか、再度お伺いしておきます。

委員長

町長。

町長

それでは私のほうからお答え申し上げます。計画的に淘汰しながら、できれば市街地のほうにコンパクトに集約すべきではないかということで、当然、そのとおりでございます。現在限られた財源でございますので、危険度を考慮しながら、職員住宅も非常に心配なところについては、解体予定でございますけれども、今後、実態調査もしながら対応してまいりたいというふうに思いますし、前段申し上げたように、これから空き家だとかそういったものが市街地にもできてまいりますので、本当に市街地をどうすべきかということにもなってまいりますので、そういったことも、今後頭の中に入れながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長

井澤委員。

井澤委員

7番井澤です。今の千葉議員の質問に関連するんですが、収入の34ページのところで、町営住宅使用料368戸でこの6200万某ということになってると思うんですが、これは、入居可能な住宅の何%でこの368戸になっている

のか。あるいは、さらにこの368戸から今後のその10年間ぐらいの入居可能な戸数への整備計画ということは、今の来年度の予算の4490万にもかかわりますけども、そのような見通しとか計画についてはどうなってますでしょうか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 使用料につきましては、今現在入居可能な住宅に関する推計でその収納率の按分ということで計算して出した数字でございます。

委員長 今後の見通し、建設水道課長。

建設水道課長 ちょっともう一回質問いいですか、簡潔に。

井澤委員 (マイクなし) 今後の・・・見通し、町営住宅として・・・用意していくのか、この10年ぐらいのちまで、それともだんだんだんだん人口減にあわせて減らしていくのか、その辺のことについて。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 当然、今の推計では減っていくような計画になってまして、最終的には計画を立てた時点で、410何戸あったんですけども、それが10年後の今現在の数字では380何戸ということで、減っていくような、今段階の計画ではなっております。

委員長 ほかがございませんか。なければ46、47ページ。48、49ページ。50、51ページ。52、53ページ。54、55ページ。松原委員。

松原委員 55ページの3節、21世紀北の森づくり推進補助金ということで、今年はちょっと下がっているんですけども、平取町の森づくりはどう進めていくのか、お伺いします。

委員長 産業課長。

産業課長 はい、平取町の森づくりということなんですけども、平取町の森林整備計画に基づきながら、その施業方針を決めて、民有林の施業につきましては、それぞれ林家が森林経営計画を立てておりますので、それに基づいて実施をしているところであります。この北の森づくり推進事業の減額の分につきましては、来

年の春、29年度春植えつけの分が、前年度に比べると、縮小してるというところで収入の減になっている、補助金の減になってるというところであります。

委員長

ほかございませんか。56、57ページ。58、59ページ。60、61ページ。62、63ページ。64、65ページ。66、67ページ。68、69ページ。櫻井委員。

櫻井委員

(マイクなし) ごめんなさい、66ページの寄付金でございます。28年度においては27年度のふるさと納税の結果のところ資料いただいたんですけど、今回いただいていないのでそれあったらただけたらと思います。それとですね、毎年委員会等でも言ってるんですけどこの制度の見直しを考えてるというのは国のほうでも実際そういった動きがありますよね。この制度もちろん町の振興策としても有用だと思ってるんですけどふるさとを応援するための納税も本当に考えるべきだと思ひまして、教育だとか、生活環境だとかって大枠で決めるんじゃないくて、前にも言ったように義経神社の植樹をしようだとか、すずらん畑といいますか、すずらん群生地を守ろうだとかってそういった応援のためのふるさと納税というのが必要じゃないかと思うんですよね。それで一度委員会等でも良いですのですね、なかなかその町のほうから具体的なものが出てこないんでね、委員会等で一回話し合ってみたらどうかと思うんですけど、その辺いかがでしょうかね。

委員長

観光商工課長。

観光商工
課長

ふるさと納税の関係につきましては今国のほうでもいろいろ指針というかたちで何か4月から出るというようなかたちでは聞いております。具体的な中身についてはわかりませんので新聞紙上なんかで言われている高額返礼品とかっていうものについての、何かのかたちで通知があるのではないかというふうに考えております。今回4月から新たにふるさと納税につきましてはちょっとリニューアルするというかたちで、産業厚生のほうでは一度お話をさせていただきました。そして、一応体験型とかっていうかたちのものも、ちょっとまだ今の時点では考えていないんですけども、新しいシステムで動き始めたなかでそういったものも産品に入れるのかどうかも検討しながら、また委員会のほうに諮りながら進めていければというふうに考えております。

委員長

ほかございませんか。なければ70、71ページ。72、73ページ。74、75ページ。76、77ページ。千葉委員。

千葉委員

11番千葉です。77ページ1節の振内歯科診療所運営資金貸付金の元金収入のことなんでございますけども、決算審査でも、たびたび伺ってきて、中身は

承知してるんですけども、いわゆる貸付金として、今後何年でこの振内歯科診療所の貸付金が、いわゆるプラマイゼロになってくるのかなっていうかたちでは捉えてるんですけど、その辺、今の段階でわかる範囲で結構ですのでどういった計画でこの収入を見込んでいくのか、お伺いいたします。

委員長 町民課長。

町民課長 お答えいたします。まずどのぐらいの期間かという点でございます。一応本人とも面談をした中でお話ししまして、このベースでいけば、4年程度でなくなるというふうに考えております。そういうふうな部分で今後ともまた3月31日になってまた旧年度の部分の返済になりますので、再度僕らのほうも出かけて、お話をしながら、対応していきたいなど、こういうふうに考えております。

委員長 千葉委員。

千葉委員 わかりました。一時期、決算審査のとき、定額的な入金状況があるよっていう説明を受けた経緯があるんですけど、今現在も一定額の、いわゆる元金返済としてきてるのか、それともいやそうではなくて、入ってきている月とそうでない月がばらつきがあるのか、今の状況、簡単で結構ですでお知らせください。それと今残ってる金額も教えていただければと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 まずばらつきがあるかという点でございますが、若干の部分のばらつきはございます。実は、それとあと残の部分なんですけど、資料、センターのほうにおいて、記憶の中で120ぐらいのかたちかなとは思ってます。ですから、年間40程度入ってまいりますので、3年なり4年ということで、承知をしているところでございます。以上です。

委員長 ほかございませんか。井澤委員。

井澤委員 2ページ戻るんですけど、畜産公社貸付金の収入のところなんですけど、これはあと残り何年かになってるんでしょうか。

委員長 産業課長。

産業課長 あと40年で元利全て償還する予定になっております。最終年度は平成69年度、というかたちになります。

委員長 ほかございませんか。なければ78、79ページ。80、81ページ。82、83ページ。中川委員。

中川委員 82ページの2節の雑入なんですけども、下から8行目、新規就農研修生住宅利用者負担金のことについてお聞きします。この制度について問題はないのですが、この制度についてちょっと伺います。負担金については問題ないんですけども、制度について伺います。今この住宅はですね、新規就農してから4年間住むことができるはずなんですけども、5年以降は自分で住宅を探さなければならぬということになります。そのため、住宅を建てるにしても借りるにしても、お金が足りない人は融資を受けなければなりません。その融資はですね、就農してから3年たたないと融資ができないんですけども、それでですね、この住む期間をもう1年、伸ばしてくれれば就農者もありがたいのではないかと思うんですけども、そこら辺ちょっと伺いたいんですけど。

委員長 産業課長。

産業課長 はい、お答えいたします。今中川議員質問の項目のところ、実はこの項目は新規就農者の住宅の浄化槽の手数料の本人負担分の収入なんですけども、住宅料の収入については別な科目16款1項1目のほうで、住宅貸付料であがってるわけなんですけども、今のご質問、4年以降5年目以降については、住宅が当たらないということなんですけども、この問題につきましては、アンビシャスのほうからも同じような要請が来ておまして、就農後の住宅対策が不安であるので何とか確保できないかという要請が来ております。町のほうでもいろいろ検討はしておりますけども、町の空き家バンク等でも不足が生じている状態であります。緊急避難的には職員住宅等で現在対応できるよう検討をしておりますけども、将来を見据えて、新設について検討し、必要に応じて総合計画等で具体化をしていきたいというふうに考えております。あと1年というか最終的にはもう4年用意をしなければならぬというふうに考えておりますので、1地区に2棟4戸が完全に8年間、町のほうで住宅を確保するということができれば、その数が必要になってきますので、場所含めての検討が必要かなと思いますので、総合計画等で、具体化について検討させていただきたいなと思います。

委員長 中川委員。

中川委員 失礼ですけども、1番最初に言った資金、どこに入っているのかというの、16款。

産業課長 16、1の1の1です。ページ数でいうと62ページの建物貸付料になります。

中川委員 ここに入ってるんですね。わかりました。でも今言われたことに対しても、何とか町の住宅を利用するなど、その考えがありますのでそこら辺のことも一応検討してもらいたいなと思っております。よろしくお願ひします。

委員長 産業課長。

産業課長 はい、新規就農者の方がかなり悩んでいるというのを聞いておりますので、前向きに検討してまいりたいというふうには考えております。ただ、新規就農者を呼び込む段階で4年間の住宅は確保し、5年目以降については地域をあげて、住宅については探しますというお約束になっておりますので、そういったことも勘案していかなきゃならないでしょうし、またさらに、新規就農者をあちらこちらの町村で募集をしておりますから、うちの条件がより良い条件にしていかなければ、新規就農者も集まらないという状況になっておりますので、それらの条件含めて検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

委員長 ほか、井澤委員。

井澤委員 7番井澤です。82ページの2行目に、平取町社会福祉協議会負担金430万とあって、説明のときにマイナス220万だっというふうな説明でちょっと私メモしてありますが、この負担金というのはどういう性質のものなんでしょうか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。この負担金につきましてはですね、居宅介護事業者からの歳入ということになります。今、うちのほうでケアマネージャー1名派遣しております。それに対する負担金ということで、よろしいかと思ひます。

委員長 よろしいですか。井澤委員。

井澤委員 そうすると、220万の減っているのはなんか人が変わったからとかそういうことの要件なんでしょうか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 220万の減は今現在のケアマネにつきましては主任ケアマネの資格がございませぬ。その分が加算が減額になるということで、その分は減っているというふうな状況でございませぬ。以上です。

委員長 ほかございませんか。なければ84、85ページ。86、87ページ。88、89ページ。90、91ページ。92ページ。なければ以上で歳入の質疑を終了いたします。次に歳出の質疑を行います。94ページの議会費から質疑を行います質疑ございませんか。95、96ページ。四戸委員。

四戸委員 8番四戸です。95ページの総務費11節、需要費の中の燃料費についてでございますが、これについてお聞きしたいと思えます。役場においては、まあ役場の施設、ほかの施設もたくさんございますけども、その中で車には使用される油類はハイオクだとかレギュラーガソリン、また軽油、また暖房用には灯油、重油を使用されておると思えますが、まずですね、1リットル当たりの単価についてでございますが、これをお聞きしたいと思えます。油の単価につきましては、世界的な円安、円高などで、常に単価の変動はございますが、まず基本としてその年度の単価をどのような契約の中で決めてきているのか、これについてまず伺いたいと思えます。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えをいたします。平成29年度の予算編成方針を10月に策定をしまして、各課の予算要求の基礎にさせていただいておりますが、そのときの価格がレギュラーガソリンで120円、軽油114円、灯油68円、重油69円という金額でそのときの納入業者から納入価格を基準に算定をさせていただいております。以上です。

委員長 四戸委員。

四戸委員 今の単価的なことはお聞きしたんですけども、要するに一般の私の調べたところによりますと、一般の家庭より多少高いんですよ、町が買っている。まあ町は一般の企業とは違いますから、企業じゃございませんけども、なぜそういうような結果になってきているのか。またこれは平取町じゃないんですけども、他町と同じ時期の単価を比較するとものによって灯油なんて7円以上違う。だから、平取もそういう役場との業者との単価交渉の中でどのような本当に単価交渉してきているのか。1円違っただって、かなり使う量でございますから、かなりの値段が違ってくると思えますけども、その辺の点についてはどのようにお考えしているのかお伺いいたします。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えをいたします。この関係につきましては若干説明をさせていただきたい

と思います。ガソリン、灯油、重油などの油類の単価につきましては、上がり下がりする場合、町内業者から納入単価の申し入れがありまして、町はそれを受けまして、日高西部及び近隣町の価格を調べ、それを参考にして新しい価格を受け入れるかどうか判断をして、大きな開きがあれば交渉して決めさせていただくことといたしております。議員ご承知のとおり、油類の価格につきましては、現金販売価格とかけ売りの販売価格がありまして、現金価格はガソリンスタンドに表示してある価格で現金で販売しない売り掛け価格とは金額が異なるというふうに言われております。町は現金での買い上げではなくて、後日、請求書を受けて経理の上支払う方式でありますので、業者からみれば掛け売りの価格ということになります。スタンドに表示してある現金価格よりは、高い価格で購入しているということになりますが、まとまって購入している役場への納入価格については、通常の掛け売りの価格に比べて、若干安く設定をしていると業者から説明を受けております。掛け売りの価格は、もちろん店頭には表示をされておられませんし、業者によってもその金額は異なると言われておりますので、町は近隣の町の価格を参考にして判断をさせていただいているところであります。町は油に限らず、町内で販売している物品に関して、町内で購入することといたしておりまして、地元業者を優先し、地元への経済循環を図る一方で、これを税金の予算の使い方として、経費を節減して、できるだけ安い単価で町に納入していただけるように引き続き交渉してまいりたいと考えております。以上です。

委員長

四戸委員。

四戸委員

今の課長の説明で現金価格とそれから掛け売りっていうことが出てきたんですけども、当然一般企業の場合はよく聞いておりませんが、90日との手形だとか、そういう60日の手形、まあ町はそういう手形は使わんと思うんですけども、掛け売りと言っても要するにその月に使用したものを翌月支払いしてるんじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

委員長

総務課長。

総務課長

お答えいたします。請求がきて、各課経理しまして、今議員言われたように、翌月には、払うようにはさせていただいております。したがって、掛け売りの金額より、業者の説明によりますとですね、掛け売りの金額よりは役場、大口ですし、金額は間違いがないと、納入は間違いがないということで、それよりは若干安く設定をさせていただいているというふうには説明を受けております。ただできるだけ私ども、経費節減の意味から、安く、1円でも安く入れていただきたいという気持ちはありますので、交渉をして、もう少し低い金額で入れていただくように努力していきたいと思っております。

委員長

四戸委員。

四戸委員

その辺なんですけども、町長もですね、先日執行方針の中で、財政運営については財政健全法に基づいて健全な財政運営に強い決意を持ってというお言葉も話されていたと思います。そのような観点からやっぱり、皆さんが理解できないような、そのような単価の決め方だとか、私はそういうことはなんか曇りガラスみたいにはしか見えないもんですから、ですね今後においてもやっぱり、業者さんとよく話し合われて、やっぱり適正な油類の単価に取り組んでいくべきでないかと思いますが、いかがでしょうか。

委員長

町長。

町長

総務課長のほうからお話ありましたように価格が上がるときには、例えば近傍町村の価格と比較しながらですね、うちの関係、高くないかというようなことで、例えば富川と厚賀の関係、そして平取っていかたちのなかで、大体厚賀の価格と平取の価格はほとんど距離的には同じなのかなと、輸送費にしても、そういうことで、チェックをしながら交渉しながらやっております。そういうかたちで、その交渉によって町民の燃料の価格も決まってくるというようなことで、それは定期的にチェックをしながらしておりますし、予算計上の単価についてはあくまでも予算の計上でございまして、先ほど四戸議員が言ったように円安、円高等大きく変わる要素もございまして、いずれにしても実効ありますとですね、実際価格で、そういうような交渉をしながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

委員長

千葉委員。

千葉委員

11番千葉です。95ページ3節の職員手当についてお伺いしておきたいと思えます。今現在政府のほうでも時間外労働の時間についてかなり協議をされてきて、繁忙期でマックス100時間未満というようなことも新聞に出てきたりということで、平取町の職員の場合ですね、まあ各自治体の場合は同じだと思うんですけども、各部署によって相当ばらつきがあるのはこれはもうある程度私は仕方のない現象かなとは思ってます。そこの所管の課によっては、やはり残業をクリアしないとかなかなか、仕事が先へ進められないという状況も理解してるなかで伺いますけども、ちなみにですね、平成28年度の実績として、1か月何時間ぐらいの時間外としてですね、就労されたのがマックスとしてどのぐらいなのかな、というのと金額になおして1か月残業手当としてマックスとして、どのぐらいお支払いしてるのが実態なのか、参考までにもし資料がなければ、後日、後からの提出で構いませんので、参考資料としてこの時間外の

詳細を提出していただけないものか伺っておきます。

委員長 総務課長。

総務課長 後ほど、提出させていただきたいと思いますよろしくお願いたします。

委員長 ほか、井澤委員。

井澤委員 一つ前に四戸委員が質問しましたけれども、燃料費に関してですけれども、町内にはホクレンスタンド、民間スタンド含めて多くのスタンドがありますが、平取町として、各種ガソリン、灯油、重油等について納入を求めるにあたっては、入札をしているとか、あるいは指名してるとか、そのような状況についてお知らせいただきたいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えを申し上げます。町内の業者からの価格がありまして、それに基づいて交渉させていただいているということでもあります。

委員長 井澤委員。

井澤委員 その中で実績として、一番納入の多いスタンドをお知らせいただけるのであればお知らせください。

委員長 総務課長。

総務課長 これについてもですね、確認をしまして後ほど、お知らせしたいと思います。

委員長 井澤委員。

井澤委員 質問しましたのはひょっとして本町にあるスタンドの納入が多いとしましたら、町内で本町のガソリンスタンドが表示価格ですね、では、大抵町内の他のスタンドよりも、価格が高いような、もうずっと長年にわたってそのように思いますので、実際に表示価格と納入価格は違うという先ほどの説明ありましたが、資料の中でその納入をするときに町内の各スタンドから、全部から見積りをとっているのか、とっていないかを含めてお答えできる範囲でお願いいたします。

委員長 総務課長。

総務課長 これにつきましては町内にあるスタンド全者から納入の見積りをとっているわけではなくて、業者の、いわば、統一した価格というかたちのなかで、申し入れを受けているところであります。

委員長 ほかございませんか。高山委員。

高山委員 6番高山です。後ほどでもよろしいんですけれども、特に報酬給料のところ、それぞれ正規職員についてはですね後ろの給与費明細書見ればわかるんですけれども、基本的にはそれぞれ報酬の中には、準職員、昔の1号嘱託、そのほかに賃金の中には2号嘱託なり臨時ということがありますけれども、そういったなかでは、トータルの表としてですね、正職員が115名で、準職員が何名で、嘱託が何名で臨時が何名というものがですね、整理してあるんであれば後で提供いただければありがたいのが1点と、前にもちょっとお話しで質問させていただいたんですけれども、臨時の職員が嘱託になる場合のケースというのは、前に質問したときに、特例によらないケースというのは、こういったケースがあるのかだけ1点教えていただければと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 すいません、今、ご質問最後のところちょっと聞き取れなかったんですが、すいません。

委員長 高山委員。

高山委員 職員数の関係についてはまたあとでいただければありがたいかなというんですけれども、臨時の職員についても結構いらっしゃいますですね。その中で、前に僕は一般質問したときに、町長が認めたものということで、特例の者以外で臨時の者が嘱託職員になるという、そういうケースはどのようなかたちでなるのかどうかっていうところをですね、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えをいたします。臨時職員、基本的に6か月雇用で最大1年の雇用ということになっております。嘱託職員の採用に当たりましては公募をさせていただいて、その臨時職員も、もし、応募の意思があれば、公募に応じていただいて面接をして、ほかの希望者と一緒に面接をして、それで採用をするかどうか、決定をしているということでございます。以上です。

委員長 ほか、95、96ページ。櫻井委員。

櫻井委員 95ページの事業費の光熱水費なんですけど、昨年ロジテックの協同組合の後、新電力会社との交渉を進めていると、答弁ございましたよね。それで現在の電力会社とそれの契約後の電気料がどういうふうになってるかっていうことお知らせいただきたいんですが。

委員長 総務課長。

総務課長 申し訳ありません、これも後ほど。申し訳ありません。

委員長 ほかございませんか。なければ97、98ページ。99、100ページ、四戸委員。

四戸委員 8番四戸です。99ページの11節の需用費の修繕料、900万についてでございますが、これ説明のとき、説明は受けたと思いますが、まことに申しわけございませんが、この修繕料の内容について、もう一度詳しくご説明をお願いいたします。

委員長 総務課長。

総務課長 11節修繕料につきましては、紫雲古津新規就農者研修住宅浄化槽交換、職員住宅の改修を新規に行うことにより、28年度に比べて545万1千円の増となっております。以上です。

委員長 四戸委員。

四戸委員 今説明の中で紫雲古津の新規就農の住宅ですか、これの修繕ということなんですけども、その建物は26年度に完成されたと思いますけども、まだ完成されて3年ほどしか経過してないなかで、なぜこの修繕ということなのか。こういうことが起きてきたのか、この辺についてですね、具体的な説明をお願いいたします。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 紫雲古津の新規就農の浄化槽の話なんですけども、建設年度は今委員26年度と言いましたけども、年度でいけば25年でございまして、完成が26年の3月ということで、場所は紫雲古津小学校の裏手のところに建てた住宅であります。今回その浄化槽の取り替えが必要になった理由といたしましては、あそこは

地盤がもともと田んぼのところでありよくないところでした、建設前には簡易的なボーリング調査もしてたんですけれども、現状といたしましてはその浄化槽を設置した段階でまわりの土質的に粘土質と地下水がございまして、浄化槽の側圧というか、横からの力がかかりまして浄化槽自体にひびが入ったという状況でありまして、この件につきましてメーカーも呼んでいろいろ修繕とかを考えたんですけれども、ちょっとそのひび割れが大きくて修理はできないような状況で今回取り替えざるを得ないというようなことになっております。

委員長

四戸委員。

四戸委員

私専門家でないですから専門的なことはよくわかりませんが、課長の説明の中で土圧によって、浄化槽にひびが入ったということでございますけども、当然、建てた場所は元水田であつたろうし、それから山も近いから水も結構湧いてくる場所かなっていうふうには思っております。当然、そういう観点から調査設計というんですか、に対していろんな角度で、今課長も言ったようにボーリングもしたということですから、強いて言えばですね、あの建物は一番初めに建てた業者さんが、業者の都合で途中でやめられて、後から違う業者さんが完成でいったという経緯がございまして。そういう点で何か問題がなかったのか、またそれとも今言いましたように、調査設計したなかで、そういう設計会社のほうからいやここはもう水が湧いて大変だから工法的に別な工法でやらないといけないというような説明がなかったのか、その辺についてですね、ちょっとご説明願いたいと思います。

委員長

建設水道課長。

建設水道
課長

設計のお話になるんですけども、この新規就農の住宅に関しては、その前年度、平成25年で振内地区に建てた、小学校のとき、あれの図面を使い回しして、使い回しというか同じプランでやっております。それを転用して紫雲古津の部分で同じ図面を使ってやったんですけども、浄化槽の設計自体は私が直営でやりまして、当然、元水田だということはボーリング調査もして地耐力等を調べておりました。浄化槽も通常我々が普段やってる部分の程度の深さしか埋設してませんので、考えが甘かったと言えれば甘かったんですけども、当然大丈夫だと思ってやったんですけども想定外の側圧がかかったということで、ひびが入ったというのが現状でございます。

委員長

四戸委員。

四戸委員

この質問の最後にですね、浄化槽については町が全て持ち出すのか、それとも私契約書の中身は見てないんですけども、業者のほうには一切そういう責任は

ないのか、その点についてどうなんでしょうか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 業者の瑕疵という部分でお話ししてるかと思うんですけども、今のこの浄化槽の部分に関しては、設計どおりの図面どおり施工したということで、施行上ま
ずかったということはございませんので業者の負担ということにはならないか
と思います。

委員長 四戸委員。

四戸委員 壊れたものは当然、修繕しないといけないと思いますけども、でもどなたが聞
いても、やっぱり今、さっき26年度って私間違っ
て言いましたけども、25年度、まあ3年か4年経過したなかで、結局大きな修繕料を出して直さないとい
けないという、このね、今町長も言うように、財政の大変ななか、やっぱり
このような状況が今後とも起きていっては困るんですよね。そういう意味では
やっぱり、まあ高い勉強になるかもしれないですけども、今後やっぱりこのよ
うなこと起きないように調査設計だとかそういう段階で、これから病院も建築
されますし、またそういう問題が起きても困りますから、その点、今後課長、
これから先に向けて、その考え方はどうでしょうか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 委員の言うとおおり、以後慎重にしていきたいなと思います。以上です。

委員長 ほか、井澤委員。

井澤委員 10節の交際費の町長交際費のところ
で予算説明のときに40万分を町民課へ
移管したと

委員長 すみません。何ページですか。

井澤委員 95ページです。95ページで10節の交際費、町長交際費のところ
で、80万となっておりますが、40万減額は町民課のほうへ移管したとありますけども、
町民課の関連のどの費目に入ってるかちょっと教えてください。今、同僚議員
から説明があつて、114ページとわかりました。失礼いたしました。

委員長 よろしいですか。休憩します。11時再開といたします。

(休 憩 午前 1 0 時 4 2 分)

(再 開 午前 1 1 時 0 0 分)

委員長

再開します。再度、委員の皆様をお願いいたしますが、質問のほうは簡潔にわかりやすくよろしくをお願いいたします。それでは先ほどの櫻井委員の電気料金と千葉委員の時間外について、総務課のほうから答弁。総務課長。

総務課長

先ほどご質問の内容についてご説明を申し上げます。まず、時間外手当の時間数のことでありますが、27年度の実績で月に最大で99時間です。その方の年間の時間数が402時間でありまして、そういう意味では繁忙期の部分が大きくて、全体を調べますと402時間ですので、その分のうちの1か月、99時間あったということでご理解をいただきたいと思います。それと、電気料金の関係なんですけれども、当初北電から変わって日本ロジテックという会社と契約をいたしておりましたが、その会社が業務を終了いたしましたので、そのあとアシストワンエナジーという新電力の会社と契約をいたしております。役場庁舎、中央公民館含めて、15施設の契約となっております。料金の関係ですが、元の日本ロジテックについては基本料金と使用料、全部あわせて2%から6%北電から比べて安い設定になっておりましたが、今契約しておりますアシストワンエナジーにつきましても、基本料金の金額の25%から30%程度ということで料金設定が異なりますので、はっきり比較というのはできませんけれども、以前契約していた日本ロジテックから比べて、現在のアシストワンエナジーは料金が安くなっているというのが事実でありまして、各光熱水費の予算見積りにもそれを反映させていただいております。以上です。

委員長

ただいまの答弁について、千葉委員。

千葉委員

最初に時間外のかたちでご答弁いただいて資料お持ちになったと思うんですけども、なぜ私がこういうことで質問してるかということをもっと知ってもらいたいのは、やはり時間外勤務手当、年額にして2千万近い計上、いろいろ工夫をして、できるだけ残業しないようにというかたちは各担当課長さんも含めて今日ここにご出席ですのでやってると思うんですけども、やはり、このぐらいの金額がもしね、続いて計上されていくようなかたちが毎年とられるのであれば、やはり新規採用ですよ。嘱託にしても正職にしても。4、5人、少なくみても4、5人の方は雇用できるのかなというふうに見てます。こういった残業が発生してる部署にですね、やはり経験を積んだ職員とともにですね、配置するというのは、これもう当たり前の話だと思うんですけどもね、その辺の考え方やっぱりきちっととらえていかないと。それも各部署もそうですけど、各個人に偏ってくるっていう現象も私はこれから起きかねないと思うんですよ。

そういう実態をきちっと把握してですね、今後の予算に反映させていくべきではないのかなと思うんですけども、その辺の実態を含めてまああとで個人的に総務課長のほうから各所管の残業の実態を含めて、これ27年度でしょ。28年も私は資料提供あわせて求めていきたいと思いますので、後でプリントされた時間外のもの28年度で結構ですので3月終わった時点でも結構ですので、私のほうに提出していただきたいと思います。

委員長

総務課長。

総務課長

今、千葉委員おっしゃった内容、そのとおりであるというふうに考えております。27年度の実態からみて28年度福祉系の部分を増員したり、そういう意味で、町としては手当てをさせていただいているというふうに思いますが、まだ十分ではないところもあります。一方で、行政改革で経費、人件費の節減というものを求められているという事情もありまして、そのバランスを十分加味しながら、今後、検討していきたいというふうに考えております。28年度につきましてはご案内のとおり3月、終了した段階で数字が出てまいりますので、それを待って、ご提示させていただきたいというふうに思っております。以上です。

委員長

よろしいですか。櫻井委員。

櫻井委員

アシストワンエナジー、ちょっと勉強不足で、あまり会社の名前わかんないんですけど、電気料の安さももちろんなんですけど、去年も言ったんですけど、その経営の安定性といいますかそういったこともしっかり情報収集して契約させていただきたいと思っておりますので。答弁はよろしいです。

委員長

99、100ページ、ほかございませんか。なければ101、102ページ。松澤委員。

松澤委員

2款1項5目15節、28年度にありました冬季間雇用対策事業（枝打ち作業等）が29年度にはのっておりませんで、それで間伐が減ったというご説明もございましたけども、町執行方針にもですね、町有林醸成事業等にかかる作業員の雇用について予算措置を図りというふうになっておりますが、基金の取り崩しもないようなのですがこのことについてご説明願います。

委員長

産業課長。

産業課長

はい、お答えいたします。現在、町有林において枝打ち並びに枝条巻きの現地が少なくなってきたことは現状でありまして、ただ、冬季間の雇用を行って

いきたいという気持ちには変わりございませんので、現在地域の選定に時間がかかっております。通年ですと60町歩ぐらいの現地があるわけなんですけども、今のところ10町歩未満の現地しか出てきておりませんので、その辺の現地を精査しながら、冬までに従前同様の緊急雇用対策として、補正予算で対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかございませんか。高山委員。

高山委員 次のページのですね、広報広聴費なんですけれども、14節のところに、これ入浴施設使用料とありますけれども、これはお風呂入るということではなくて、施設の会議室等か何か借りて、会議をやるというようなことなのかなとは思っておりますけど、内容についてちょっとおしらせいただければと思います。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、お答えいたします。この入浴施設使用料につきましては、沙流川まつりにですね、びらとり会の方がみえられたときの、温泉の入浴料ということで計上させていただいております。これ今まで観光協会のほうで負担していただいていたんですけども、びらとり会ということで、今年から町のほうで負担をするということで計上させていただいております。

委員長 よろしいですか。ほか、101、102ページほかございませんか。なければ103、104ページ。105、106ページ。中川委員。

中川委員 105ページの14、使用料及び賃借料の部分ですけども、ここでシャトルバス待合所借り上げ料他とありますけども、28年度では、バス待合所敷地賃借料という計上でしたけども、29年度のこの項目はシャトルバス待合所借り上げ料他ということで29万6千円の計上されていますが、ここ28年度とどう違うのか、説明お願いいたします。それとですね、その下の借地料66万9千円の説明もお願いいたします。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、お答えいたします。まずバス待合所の敷地、昨年ですね、バス待合用の敷地賃借料ですけども、これにつきましては、普通の路線バスのバス停の敷地の借地料ということで今年度計上させておりますシャトルバスの待合所の借り上げ料につきましては、幌尻山荘に向かうシャトルバスのところの建物を含めた、今まで山岳会のほうで借り上げをしていただいた部分を町のほうで、今年から待合所を借りるということで計上させていただいております。それから、

その下の借地料でございますけれども、この借地料につきましては、66万9千円なんですけれども、バスの借地料と昨年まで一般管理費でもってました旧王子製紙の振内の今のサンユー工業所入っているところの借地料を科目を変更してこちらに持ってきて、この分増えてるというかたちになっております。

委員長 中川委員よろしいですか。井澤委員。

井澤委員 今の中川委員の質問のところのシャトルバス待合所借上料ほかはこれどこへ支出する費目ですか。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 これはですね、業者さんですね。プレハブの借り上げ料になりますので。

委員長 よろしいですか。松澤委員。

松澤委員 14節なんですけれども借地料、去年は王子製紙の跡地ということなんですけれども、65万2千円でしたのが今回66万9千円という金額が上がった要因っていうのは何でしょう。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 これに先ほど言いましたバス停の8千円がたされますので65万9千円となります。

委員長 千葉委員。

千葉委員 11番千葉です。106ページの工事15節工事請負費についてお伺いいたします。その項目の中で携帯電話鉄塔整備工事とそれから情報通信設備増設工事のこの二つについてであります。今現在はどうなんでしょうね、特に上の携帯電話の場合でしたら、全町を100としたら、何10%ぐらい網羅されてるのか、ちょっと気になる場所がありますし、それから情報通信というのはたぶんWi-Fiの関係も含まれてるのかなと思ってるんですけれども、これについても今現在の実態というか町内の実態よくわかりませんのでご説明いただけるとありがたいんですけど。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 携帯電話のカバー率なんですけども、今、うちで押さえているのは、小平のアベツ地区をカバーいたしますと、一応100%というふうに捉えています。ただやっぱり場所によっては、どうしても一時中断するところがあるようなんですけども、今大きい大手、ドコモとauとソフトバンク、3社が全く使えないという地域は今平取町内では小平ができると100%カバーできるかなというふうに考えております。

委員長 千葉委員。

千葉委員 了解しました。情報通信のWi-Fiに関しては例えば必要とされてる、特に二風谷地区なんか、私は交流人口も多いと思いますし、カバーしてくれると非常にありがたいと思ってるんですけども、この情報通信の設備に対してはですね、増設に対してはどのような方法で考えているのか。将来のことも含めてお答えいただきたいと思います。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 情報通信の工事費につきましては、これについては新規の申し込みがあった場合、今、幹線と言いますか、光ファイバー引いているところで、届かないところでどうしても引かなきゃならない部分についての工事費ということで、これにつきましては、新規の申し込みが出てきた段階で工事をするということになっておりますので、計画的というよりですね、これから新たな場所で申し込みがあった時ということで捉えておりますので、よろしくをお願いします。

委員長 千葉委員。

千葉委員 今の課長の答弁だとね、連絡待ちですよ。申請待ちというか、連絡待ち。それももちろんそうなんだろうけども、特に今、この下にある二風谷地区の再整備工事なんか含めてですね、やはり私は少なくとも、平取町に来ていただく、いわゆるその町外から来ていただく方の多い地域に対してはですね、特にやっぱり踏み込んだ整備が私は必要かなというふうに思ってますので、申し出があったから、あるいは何とかしてもらいたいという話があってからという考え方はちょっと、私は今の段階では、考え方が違うのかなと思ってるんですけど、その辺についてどう思ってますか。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答えいたします。この情報通信の整備につきましては光ファイバーの整備ということで、Wi-Fiの整備ということではないんですよ。一応今ここでも

っているのは光ファイバーで、例えばインターネットを新たに引きたいとか
ですね、という場合の光ファイバーの幹線を延ばすということで、今千葉議員
おっしゃられてるの多分W i - F i の関係かなと思うんですけども、W i - F
i につきましては今年度につきましてはまだ予算は組んでないんですけど
も、各生活館におけるW i - F i の整備につきましては、今年度、後からこの
備品購入費のほうで、106ページの18節の中に入れて、計上させていただ
いております。

委員長 千葉委員。

千葉委員 ちょっと話のずれがあって、光ファイバーとW i - F i の違いあっても同じ情報
通信の部分だと私は思ってるんですけど、てっきりですから光ファイバーも含
めてなんですけども私はW i - F i の条件を満たしてくれてる工事も含まれて
るのかなと思ってましたけど、もう一回伺います。このW i - F i の整備に対
しては、今の段階では何も見通しというか計画性は持ってないのでしょうか。先
ほど私言ったように、少なくとも町外から来てくれる要素の高いところは、私
は100%整備してもらいたいな。特に海外の方です。ね人たちにしてみたら
これが頼りなんですよ、情報。そんなことで整備の今後の方針あるのかな
いのか含めてお答えいただきたい。

委員長 まちづくり課長。

まちづく W i - F i につきましては町のほうで今考えているのが各生活館等の施設に付
り課長 けるということで、二風谷地区の今、千葉議員言われた件につきましても、今
の再整備にからみまして地域からも要望がありますので、それについては整備
が終わる段階で何らかの措置はしていきたいなというふうには考えておりま
す。

委員長 よろしいですか。井澤委員。

井澤委員 106ページの一番上の光ケーブル電柱添架料のことにに関して、これは多分、
北電柱を使わせていただくことの支出じゃないかと思えますけれども、そのこ
とについて確認したいと思えます。

委員長 まちづくり課長。

まちづく はい、そのとおりでございます。北電柱、それからN T T 柱に添架させていた
り課長 だいてる部分の添架でございます。

委員長 井澤委員。

井澤委員 町内光ファイバーが中山間地の事業で設置されて、もうだいぶたちますけども、町の独自事業っていうこともあって独自の支柱を立てて、配線するということのなかで、光ファイバー使えることの恩恵を受けていますけれども、今まだ北電柱並びにN T T柱に共架がするっていうことのなかで、電柱が何本も走っているということではなくて、場所によってはかなりの範囲で北電柱に、N T T柱も町のこの光ファイバーケーブルも共架されてるといようなことがあるんですけども、その辺のことについて、今後の計画についてはどのようになってますでしょうか。私が言いたいのは、景観上、1本の例えば北電柱に全てがかかって、配線されているというのが、景観上大変良いと思うんですけども、そうじゃない地区もあるので、その辺のところについてはまちづくりとして何か、検討されているのでしょうか。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 今回の件につきましては特に検討はされておらず、電柱にも添架できる重量というかですね、それがあつて、できれば本当は1本の電柱に全部添架できればよろしいんですけども、やっぱりその電柱の強度だとかによっては光ファイバーは架けられないということで、やむを得ず自営柱を立てているところもございまして、何かの機会に北電柱を立て替えとかという時には、そういうふうに事業に乗ってということはありませんけれども、今の段階では1本の電柱にうちのほうから申し出をして、してくださいというようことは、今のところはしていません。

委員長 井澤委員。

井澤委員 貫気別地区で平取ダムの工事にかかわって、電力アップのために北電柱を大きなものに変えるということで、強固なものに変えるということで、それまでは木柱が立っていた地区だったんですけども、貫気別から平取ダムの現場へですけど、それについては一昨年から昨年にかけて、立派な電柱が立ったんですけども、光ファイバーのものについては十分に共架できるものだということで、作業の方から聞いてますが、その辺のところの把握はどうなってますでしょうか。

委員長 副町長。

副町長 今のご質問ですけども、平取ダムの工事で高圧の電力が必要だということで、立て替えは荷負から芽生までの区間を大幅に強度といたしますか高いものに取り

替えたというようなことで、その間は共架にしてもNTTもそれから私どもの光ファイバーもですね、共架できるという判断で、1本でも景観上もありますし、独自柱が少なくなるというようなこともありましたので、いろいろダム事業所とも協議の上、そういうかたちにさせていただいておりました。先ほど、担当課長からもありましたけれども、なかなか耐久性、その電柱そのものが、種類が諸々ありまして、なかなか共架に耐えられないというようなものも存在するということですので、初めから極力独自柱を少なくしようということでの設計ではあったんですけども、やむなくこれほどの独自柱がいるということの今の実態ということで、捉えていただきたいと思っております。で、今後、北電もNTT柱もいわゆる耐震化による工事も徐々に進んでいくということもございまして、それによる更新みたいなものが場所によっては出てきているということですので、共架するとお金もかかるというようなこともございましてけれども、その辺ですね、そういう状況に応じて、私どもも景観上、1本でも少なくするような努力といえますか、そういうのはさせていただければというふうに思っています。

委員長

井澤委員。

井澤委員

昨年、観光課をつくって、観光で売り出していくっていう町としては、それでいろんな意味で観光に力を入れる施策を行ってまんですけども、やっぱり、お客様来ていただいた時に、何でこんな電柱が斜めになって立ってるのとか、何でこんな1本に、町内でほとんどの地区は1本になってるけどそうじゃない地区があったりするところとかありますので、担当課、まちづくり課として現状が共架は可能なかどうかについて、29年度、お調べいただいて、できることから、共架すれば費用がかかってくるかもしれませんが、費用をとるか観光をとるかかってことなかで、考えはあるかもしれませんが、やはり、基本的に言えば、北電柱を貸していただいて、NTT柱もこの光ファイバーも1本で走っているのが景観上は良いのではないかと思いますのでその辺のどこについて、29年度取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

委員長

副町長。

副町長

先ほども申しましたけども、当初の設計時においてはそういう検討がされたというような認識もございまして、本当に観光という視点で、この景観はやはり、電柱を少なくする、あるいは場合によっては電柱をなくすというような、そういった景観の配慮等も必要な場合も出てくるかなというふうに思っていますので、北電柱、NTT柱の立て替え等が生じた場合に、それからどうしてもこういうところは景観上必要だというようなこともまたあわせて観光のほうとも協議しながら対応させていただければと思っています。

委員長 ほかございませんか。高山委員。

高山委員 同じく106ページのですね、負担金補助及び交付金の中の、上から2番目のですね、生活交通確保対策事業補助金なんですけれども、これきつともって道南バスに対する町からの公共交通機関の足を確保するという観点からの経費だと思うんですけれども、去年は1800万、今年は1950万なんですけれども、ざっくりでいいんですけれども、まあこれ計算なかなか面倒くさいんですけれども、路線によってもちょっと違うとかっていうことあるんですけれども、一つ聞きたいのは、利用者が少なくて、例えば利益というか、経費が出ないからこの町の負担が簡単に増減するのかっていうところだけ、計算式はちょっといろいろ難しいと思うんですけど、そこだけの条件によって去年より増えているのかっていうところだけおしらせいただければありがたいんですけど。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、この計算式についてはちょっと複雑なんですけれども、道南バスの全体の路線でかかった経費っていうのを算出しまして、それに対してその収入については道南バスのほうで算出をしておりますので、どのようなかたちで、営業収入のほかに営業外収入だとかっていうのもいろいろ含めたなかで按分をしながら算出をされておまして、それでうちのほうに補助金の請求というかですね、申請がまいります。それで29年度につきましては、28年度の実績に基づきまして昨年12月だったと思うんですけども、補正で150万ほど補正させていただいてですね、1950万、28年度の実績になっておまして、それに基づきまして今年度、29年度につきましては計上させていただいているということで、個別の経費っていうよりはですね、全体の経費の中で算出をしているようなかたちになっております。

委員長 高山委員。

高山委員 基本的にはですね、実績に基づいて上げていると思うんですけども、結果的に去年も補正したものについても道南バス全体ということよりこの路線だと思うんですけども、結果的には上がるっていうのは、営業外収益じゃなくて、営業の収入がやっぱり、赤なので、その補填も含めて一定程度町に求めているというような理解でよろしいのか、その辺どうでしょうか。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり はいそのとおりでございます。営業収入がやっぱり少ないということで赤字に

り課長 なるということなのでその補填ということ、補助をしているということになっております。

委員長 高山委員。

高山委員 それは了解しました。次にその下にですね、前にもちょっと決算審査か何かで聞いたことあるんですけど、町民税1%のまちづくり事業補助金なんですけれども、これは例えば継続してやってるようなところもちろんありますけれども、内部でも結構なんですけれども、事業評価っていうのは、教育委員会はやってみたいなんですけれども、こういった事業に対する、1%を出すことによっての事業評価っていうのはしているのかどうか、それをちょっとお聞かせいただければと思います。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、事業評価につきましては、毎年新たに申請をするときに、まちづくり会議のほうに実績報告を出しながら、見ていただきながら、出しておきまして、細かい事業評価っていう部分まではちょっとやっておりませんが、例えば継続事業等の場合は、やった内容も勘案しながら、次の年の申請の交付決定のほうには反映というかですね、しながら、補助金の採択をしているという状況でございます。

委員長 高山委員。

高山委員 その下のほうにですね、これちょっと教えていただきたいんですけども、テレビの共同受信施設の維持経費補助金ってあるんですけども、これは俗に言うもとの共聴の関係の組合等に対する補助金なのかどうか、まだちょっと自分の感覚ではもう共聴はないのかなっていう、光になってるからないのかなというようなことも考えていたんですけど、これはどっかの共聴組合の共同受信組合の経費に対する補助金なのか、その辺お聞きしたいと思います。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、豊糠がまだ共同受信しておりますので、豊糠地区への補助金でございます。

委員長 ほかございませんか。松原委員。

松原委員 1番松原です。105ページの13節で、酒米栽培委託料についてお伺いいた

します。酒米試験栽培に向けて米作りの農家の仲間を増やし、酒米の取り組み研修なども必要と考えております。そこで、次年度からの取り組みについてどのように考えているのか、また平取町は本町、貫気別、振内と広い地域でありますので、米の違いも味の違いもありますので、そういう試験栽培の場所も広げる考えはあるのか、お伺いします。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答えいたします。まず酒米委託料につきましては、今回29年度に新たに平取町産米の酒米で清酒をつくるということで、それをつくっていただく農家さんへの栽培の委託料ということで計上しております。これにつきましては、29年度、30年度以降もしつくるということであれば同じようなかたちで、計上はしていきたいなというふうに考えています。それから地区ごとに新たに試験栽培というようなことなんですけれども酒米につきましては、種もみを確保するのが大変難しいということで、つくった酒米を使ってくれる酒蔵さんを確保しなくてはならないというようなこともありまして、今年のできをみながら30年度、31年度以降、そういうほかの地域にも広めていけるかどうかについては、様子をみながらというかちょっと検討させていただきたいなというふうに考えております。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。なければ107、108ページ。松澤委員。

松澤委員 はい、2款1項11目11の需用費、その中でですね、ちょっと説明のとき気になったんですけども、指導員の方の被服、安価であったため予算が少なくなったことなんですけども、指導員の方というのは外で結構指導して着用することが多いんですが、品質的なことは大丈夫なのかなってということ確認しておきたいと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 松原議員のご質問にお答えいたします。需用費の部分の消耗品費でございます。27万4千円ということで被服費のほうが、対前年度に対して落ちたよというお話かなと思います。いわゆる、内容等も加味して安い物、いわゆる耐え切れるものも含めて耐用年数も含めて考慮して買ったところでございます。それで本年度につきましては、いわゆるそれだけでなくいわゆる合羽の部分も32着ほど、今年度については予算化して、いわゆる差し引きの部分で、27万4千円の減になったよということになっております。以上です。

委員長	松澤委員。
松澤委員	説明の中で安価ってという言葉があったもんですから、安いものを買ったっていうイメージがあったものですから。それじゃあ大丈夫ということですね。品質的には。
委員長	町民課長。
町民課長	特に悪い物という部分ではなくて、制服、いわゆる警察仕様の部分も似てる部分もございます。それで生地等々についても、確実に安全なもの、いわゆる対応できる使えるというもので購入をいたしたところでございます。
委員長	ほかございませんか。井澤委員。
井澤委員	井澤です。107ページ、7節のアイヌ文化環境保全調査員賃金のところでですけども、この調査については調査名が変わって今日の名前になってますが、平成何年から行われてきて今何年目になる調査でしょうか。
委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	すいません詳しく、何年と今ははっきり言えませんので、後ほど回答したいと思います。
委員長	井澤委員。
井澤委員	予算説明の中で2610万で、1名分については一般管理費に移すってということで284万9千円の減となっておりますが、賃金については29年度嘱託職員対応していると思いますが、何名嘱託職員として採用するのか、そして一般管理経費に1名入れるということはどういう意味なのか教えてください。
委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	29年度の予算計上としては11名分ということにしています。総務課長の説明でいきますと、1名分を一般管理費ということにという説明がありましたけれども、実際こちら本庁舎にいる1名も28年度はこの予算で組んでいたということもありますので、若干対策室の事務は行っていましたけれども、実質、本庁で業務を行っていたということもありますので、そのところは実態にあわせて、今情報センターで勤務をしているものについて、純粹なものを予算計

上したということにしております。

委員長 ほかございませんか。なければ109、110ページ。111、112ページ。113、114ページ。高山委員。

高山委員 114ページですね、総務費の中の戸籍住民の関係の中の19節について伺いたいと思います。先ほどちょっとお話がありましたけれども、今回町長交際費から死亡のときの弔慰金について40万をこちらに移したということなんですけれども、前回一般質問でもしたんですけれども、まあ分けていただいて、支給の方法も変わったんだと思うんですけれども、確か私がもらった最新版のもの比べてですね、後から一般質問のとき総務課からもらったやつの中にですね、町民には5千円ですよ。ただし、家族葬は除くという、今回なくなったんだと思うんですけれども、そのほかにですね、介護施設などの入所のために、住民票を移動した者が帰ってきたときに5千円出すということの項目が残っていましたが、その項目はまだあるのかどうなのかっていうところをですね、お聞かせいただきたいのと、この負担金の弔慰金をどうするかで亡くなられた方のご遺族にお渡しするのかということも含めてわかれば教えていただきたいなど。

委員長 総務課長。

総務課長 町民、これにつきましては町に住所を有する者ということで、支出するという事にさせていただきたいというふうに考えております。4月からは町民課に死亡届、来て、それを町民課の窓口でそういう死亡届受けた段階で、交付の申請をしていただいて、そこで町が経理をしまして、それで支出すると、講座振込みで支出するという事を今念頭において考えております。現金を窓口で扱うということがいろいろ危険が伴うことと、土日の日直対応がなかなか、その担当職員以外の職員がする場合がありますので危険性があるということで、そこについては申請をしていただいて、それで、戸籍住民基本台帳費のほうから、後日支出するという事で考えております。

委員長 高山委員。

高山委員 再度確認ですけれども今、前に総務課の中にあつた、基準表の中にあるものについては、町民に限定するという事ですので、前に、欄の中に入っていた介護施設に入るために外出た者が来たときの葬儀のときには出すというのはもうないという確認をしてよろしいんですね。

委員長 総務課長。

総務課長 おっしゃるとおりです。町民、町に住所がある方に限定していききたいというふうに考えております。

委員長 ほかがございませんか。櫻井委員。

櫻井委員 113ページの14節使用料及び賃借料についてであります。ここにある債権管理システム使用料171万1千円とございますが、これどこかのやりとりのためのシステムということなのか、それとも以前、時効による損失がありました。それを防止するためのシステムなのかを伺いたいと思います。

委員長 税務課長。

税務課長 この債権管理システム使用料ですが29年度の新規事業として計上したものであります。各債権の発生から消滅するまでを一元管理することによりまして、時効管理や差し押えなどの強制徴収、強制執行を適正にとり行うためのシステムというふうになってございます。以上です。

委員長 櫻井委員。

櫻井委員 それとこのシステム使用料っていうのは、毎年発生するものなのか。

委員長 税務課長。

税務課長 一応、5年リースということで考えてまして、平成29年は記載のとおり171万1千円、30年以降は186万7千円ということで、今年については月割ということになっております。以上です。

委員長 ほかがございませんか。なければ115、116ページ。櫻井委員。

櫻井委員 115ページの13節委託料なんですけど、これちょっとよくわかんないんですけどこれ、期日前投票システム補修委託料とあるんですけど、今年何のためにこれ、本年度何か予定があるというか、選挙か何かある、関係なくこれ保守料ってかかるんですか。

委員長 総務課長。

総務課長 今年は選挙が今のところ予定はされておりませんが、ここの期日前投票システム、もし仮に衆議院の解散があったら、というようなこともありまして、例年

保守委託をさせていただかないと、不具合があった場合に困るということで計上させていただいております。

委員長 櫻井委員。

櫻井委員 選挙がなければ、これはなくなるってということなんですか、それとも関係なく保守点検はするということですか。

委員長 総務課長。

総務課長 保守点検についてはですね、毎年していくということで、基本的にはしていくということでもあります。

委員長 ほかがございませんか。なければ117、118ページ。119、120ページ。中川委員。

中川委員 120ページの19節、訪問介護事業所運営費補助金とありますけども、28年度予算では151万2千円の予算であったんですけども、29年度では99万2千円となって52万ほど下がってるんですけども、なぜ下げたのか、そこら辺ちょっと伺って、説明をお願いします。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。この社協の訪問介護事業所の運営の補助ということですが、これ人件費の補助になりますが、基本的には、来年度予算に対しては60万程度は下がるような予定になっております。しかしながら人件費というのは変わりません。その中でこの事業所のサービス区間内の繰り入れによって少し人件費を落としてるということでご理解いただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。中川委員。

中川委員 そのサービスというのは。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 サービスというのはですね、社協の運営、それから、まあ基本的には運営のほうになろうかなと思います。その他障害、それと居宅のサービスということになります。その中でのサービス間の繰り入れということになります。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。高山委員。

高山委員 同じページのですね、13節の委託料なんですけども、先般ちょっと一般質問の中で松澤委員のほうからですね、市民後見人の関係がいろいろと出ておりましたけれども、これ養成研修の業務委託というのは、養成研修の業務委託はどこにするのか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。これ昨年度から養成研修ということでやっております、東京大学のいつもやってるそこにですね、委託して、28年度で20名、講座、養成を受けまして、その方のフォローアップということで、2日間来ていただくということになっております。

委員長 高山委員。

高山委員 ついでに、先般、ちょっと質問あった件なんですけれども、実際的に市民後見人の制度のもう研修が終わる、フォローアップ事業もやる、いつからやるかということもいろいろありますけれども、どうなんですか、この市民後見人、権利擁護の関係ですけれども、実際的にはどこの町村も社会福祉協議会が窓口になりながらということで、物事を進めていってるようなんですけれども、うちの町としてはどういう体制でっていうか、その辺のことを、まだ先般はこの間のお話では決まってないみたいなこと言いましたけど、何か社協はしてないみたいなこともちらっと聞いたりもしてますけれども、実際的なところは、どこにお願いをして、どういうかたちでやっていくかということ、今わかる範囲で教えていただければと思います。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。昨日のお話の中でも社協が適当ということで、うちのほうは判断しております。それで社協ともある程度はお話しさせていただいております。その中で、基本的にはそこにかかる人件費分、当然その専門職の採用ということがございます。そういうものも含めまして、今後、社会福祉協議会と詰めていきたいと、そういうふうに考えております。ただほかの市町村の中でもほぼ社会福祉協議会が法人の立ち上げをしていると。その中で本当にごく一部なんですけど、NPO法人、活動が盛んなところはNPO法人が立ち上げしているところもございます。以上です。

委員長 高山委員。

高山委員 ついでにその下のですね、私昨日一般質問したんですけれども、老人福祉バスの関係とガイドヘルプ事業の関係の内容なんですけどこれ社協に委託するということで予算がそれぞれ出ておりますけれども、雇用の観点からいくと新しく雇用が社協に委託をしても生まれるという考え方でよろしいのでしょうか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 基本的には、そのバスを運転する方、社協とお話ししてるなかでは2、3名程度、運転手、1人ではなかなか大変ということもございまして、2、3名程度は確保したいということでもあります。

委員長 高山委員。

高山委員 直接的なかかわりということではないのかもしれませんが、事業が若干スタートが遅れるということの想定もありますということもありますので、ただこれはあれなんでしょうか、社協あたりはきちっと募集して対応しなさいよということは、担当課からも指導はしてるということになりますか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 基本的にはそういうかたちでやらせていただきます。

委員長 ほか、丹野委員。

丹野委員 高齢者の入浴助成金が100万ほど去年より減ってるんですけど。

委員長 120ページ。すみません。扶助費。

丹野委員 去年は753万、今年は625万、この要因について。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。昨年度の予算の中で入浴券については約45%程度予算で計上しておりました。実際のところ、おおむね、今年もそうなんですけど、35%程度になるということのなかで、その10%分を減らしていただいております。

委員長 よろしいですか。四戸委員。

四戸委員

120ページの19節ですね、負担金補助金及び交付金のことで伺いたいと思います。デイサービス運営補助金のことですが300万というふうに予算はあがってございます。なぜこの質疑するかというところいろいろお話も聞いておりましたけども、要するに、国が要するに切り下げた分、それから介護度も下げられています。そういうなかで、多分これ今後においてもこのデイサービスの運営というのは大変でないかなっていう私の思いもございます。そういうなかで、担当課としてこの予算の300万で、これから先もそうなんですけども、今のデイサービスの状況のあり方で十分だと理解しておられるのか、その辺について伺いたいと思います。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。この300万につきましては、28年度から300万、その前は600万ということでしたのでさせていただいております。まず国の介護報酬そのものは下がりました。その中で、どういう運営をしていくかということでもありますけど、まず、特にですね、28年度も平取町におきましては、介護の2から1の方が意外と多くなり、その分で、やはり国から入ってくる収入が非常に少ないという現状であります。そして28年度も約800万程度ですか、金が足りない、そのような状況でありました。そのなかで、うちとしても基本的に日あたり約22名からそのくらいがクリアできれば、ある程度の運営はできるのかなというふうに考えております。今現在、約20人までいかないような状況であります。ですから、2、3をある程度、毎日確保していけば、ある程度運営はできるかなと思います。そういうなかで福社会ともいろいろ協議はしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

休憩します。再開は1時といたします。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 1時00分)

委員長

再開します。四戸委員。

四戸委員

先ほどですね、高山議員も質問していた、昨日松澤議員が一般質問の中でも質問されております、13節の委託料ですね、委託料の中の市民後見人養成のことについて伺いたいと思います。昨日の質問の中でも課長の答弁では、平取町ではこの後見人制度の中で、3人現在お世話になりましたと。そして1人については昨年死亡して現在は2名というような答弁だったと思います。現在この人たちの後見してる人たちは法定後見人というんですか、当然免許の持った人、

弁護士さんだとか司法書士ですね、だからそういう方が、やられているのも多いんですよ。平取町の場合は、そういう法定後見人になってると思う。当然、この人たちは何%とかの手数料取って、当然、ただではごさいませんので、そういうかたちでやってると思いますけども、それで今この後見人制度もまだ、受けている人も、まだ研修中だとは思いますが、課長のほうもこれから先のことになると思うんですけども、監督員ですか、後に付く、そういう監督員、後見人ですね。それはやっぱり先の答弁の中でも社協がやられている町もあるし、NPOでやられている人もいる、もういろいろだということだったと思うんですけども、私たちの町の場合は、例えば民生委員だとか、社協もごさいますし、そういうなかでこういうネットワークをうまく使いながら、社協が監督員みたいな立場になってやれば、町としては一番いいんじゃないかなというふうに私は考えておるんですが、その辺について課長はこの先、どういう方向性を考えてるのか伺いたいと思います。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長

お答えいたします。市民後見人ということで、先ほど言いました20名程度、今回受講されて、その方々が、全てではないかもしれませんが、今後、何らかのかたちで携わるようなかたちになろうかと思えます。そして今後の見通しということのなかでいきますとまだなかなか調査したわけではないので何人いるかということもはっきりはわかりません。ただ今後進めていく上ではやはり家庭裁判所のほうもそういう社会福祉協議会等がやっていただければという、適切なことができるんじゃないかという判断のもと今全道的、全国的にも、そういう流れのなかでなってるような状況であります。そういうなかで、最終的に社協とこれから詰めていくようなかたちになりますが、法人後見として立ち上げていくということは、うちの目標でございまして、何とか1年かけて、その辺は詰めていきたいと、そのように考えております。

委員長

ほか、ございませんか。井澤委員。

井澤委員

120ページの20扶助費の中の高齢者入浴料助成金のところに関してですが、45%利用から35%の利用に減るだろうという見込みで減額しているという説明がありましたが、10日付けのまちだよりで、この高齢者の入浴料の入浴券についての配付について、募集というか、応募、希望要領ってのが載ってたんですが、常任委員会等でも説明がなかったんですが今回のまちだよりで出したような、高齢者入浴券の配付についてはどのような内容に変わったんでしょうか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長	<p>お答えいたします。昨年から、入浴券、郵送で送っておりました。その辺が経費的にむだなのではないかということ、いろいろなお話から、本年度より申告していただいたなかでうちが配布するというようなかたちになっております。ですからその分が役務費の中がもうほぼなくなったというような、ゼロになったということになります。それと今年度、まず生活館、3日間ですかね生活館回りをいたします。その中で地域の方ですね、時間を決めてその時間に来ていただければ、もし温泉の入浴券使う方がいれば、そちらに来ていただければそこで発行したいと。それ以外はあと支所とふれあいセンターですね、そちらのほうで、申請があれば、うちが発行するというかたちになります。以上です。</p>
委員長	<p>ほかございませんか。なければ121、122ページ。櫻井委員。</p>
櫻井委員	<p>121ページの13節委託料、緊急通報システム受信センター委託料のことについてであります。昨年質問いたしました。平成28年度の警報器の期限管理をやっていなかったということで、やることに努めるといった答弁いただきましたが、今年はそのことについてどうなっているのかということと、その期限管理自体を、保健福祉課がやるのか通信センターがやるのかということと、この機能がしっかりと機能しているのかということを確認しているのかどうかということを確認したいと思います。</p>
委員長	<p>保健福祉課長。</p>
保健福祉課長	<p>お答えいたします。昨年、櫻井議員からお話がありまして、一応チェックして、昨年の予算の中でだめなところは全部交換してるような状況でございます。それとですね、今財団のほうに全部委託させていただいておりますのでそれから電話等がいて、その辺の機能自体は十分問題ないのかなということでこちらは考えております。</p>
委員長	<p>ほかございませんか。なければ123、124ページ。高山委員。</p>
高山委員	<p>124ページの生活館費の中で、ちょっとこれ確認なんですけど委託料なんですけれども、振内町民センターのエレベーターの保守点検委託料ということで46万7千円なんですけれども、これは毎年これぐらいの金額がかかるのかどうかまず教えていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>アイヌ施策推進課長。</p>
アイヌ施	<p>はい、お答えいたします。これにつきましてはエレベーターの保守料ですので、</p>

策推進課長	毎年かかるというかたちになっています。
委員長	高山委員。
高山委員	ちょっと参考までに、振内町民センターのエレベーターを使うということであれば、2階で年に何回程度催しがあるのか、参考までにお知らせしていただければと思います。
委員長	振内支所長。
振内支所長	お答えいたします。昨年の12月にエレベーターが完成しまして、その後、先般葬儀でまず1件、それから、今月までで約4か月目に入りますけれども、その中では、地域のサークルの合同の発表会、また高齢者大学の学園祭、それから文化祭等々含めて、今現在、5、6回程度の利用があります。またさらにこれから年間通していくと倍以上の利用が見込まれて現在高齢者からも、非常に喜ばれており、感謝されているところでございます。
委員長	ほかございませんか。なければ125、126ページ。127、128ページ。129、130ページ。131、132ページ。133、134ページ。櫻井委員。
櫻井委員	133ページの19節負担金補助金というところに該当するかどうかと思うんですけど、直接的なこの予算についてはではないんですが、今ここに1枚新聞の切り抜きがありまして、札幌市は新年度から、妊娠しても流産や死産を繰り返す不育症に悩む夫婦に対し検査や治療費の半額を助成する方針を決めたということで、市が今、1回の治療機会につき10万円を上限に、費用の2分の1を助成するっていう制度を考えているっていうことで、なっているんですが、いたずらに保険の適用の検査、医療治療の対象とした制度を求めるものではないんですが、将来的にはどうしてもこれ必要となってくるはずとか考えていかなきゃならないものと思ってるんですね。それで、こういったことに、不育治療に関するそういった会議等を当課ではやっているのかどうかっていうのを、まず伺いたいんですが。
委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	お答えいたします。今のところはそういう会議そのものはございません。

委員長	櫻井委員。
櫻井委員	全国でも8府県4市とってこの制度を実際適用してるというか、行っている自治体というのは少ないのはもちろんわかってるんですけど今後は、不妊治療、そして今回のこの不育症治療、そして出産奨励金、そういった3点セットでこの制度をつくり上げていかなければならないと、やっぱり将来的にはそう思うんですよね。だからできるだけ保健福祉課等でこの制度について運用していくのかどうかということもぜひ議論していただきたいと思えますけど、その辺どうでしょうか。
委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	お答えいたします。多分ですね、今後保健所を通じたなかでそういう会議というのはたぶん持たれると思うんですよね。その中では十分議論されると思いますが、うちとしても十分その辺は検討していきたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。
櫻井委員	よろしく願いします。
委員長	櫻井委員。
櫻井委員	今このことに関しましては札幌市と道外、今情報交換と申しますか、行っている最中と申しますか。だから、恐らく近々何らかの通達なりあると思うんで、そのこと来次第というか、事前に少し当課でやっていただければと思えますのでよろしく願いします。答弁よろしいです。
委員長	ほかございませんか。井澤委員。
井澤委員	133ページの13節の下から3行目の子宮頸がん予防接種委託料5万円のところですが、これについては、希望者は受けることができますが、副作用等の報道があったりして、実際には受けている人がない状況だと思うんですが、この委託料についてはどのような経費でしょうか。
委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	すいませんがもう一度質問お願いします。
委員長	井澤委員。

井澤委員 この子宮頸がん予防接種委託料5万円っていうのは、何に対して払うお金なん
でしょうか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉 何に対して支払うかということですか。ワクチンの委託料ということのなかで
課長 組んでますので、1回につきいくらというお金を、病院のほうに支払うことにな
ります。

委員長 ほか、なければ135、136ページ。千葉委員。

千葉委員 11番千葉です。136ページ、13節の委託料についてお伺いをいたします。
私自身ちょっと捉えてない部分もあるもんで確認の意味もあります。公衆便所
の清掃委託料でありますけども、改めて公衆トイレをつくられた部分もあるん
ですけど、今町内に何か所あって実際利用されている頻度が高いとことそうで
ないこと私はあるように思うんですけども、それとその数字と、それと委託
料はどのようなかたち、清掃委託ですからどのようなかたちでどなたに払われ
ているのか、それと清掃の頻度とかもちょっとわからないので勉強の意味でも
教えていただきたいと思えます。

委員長 町民課長。

町民課長 千葉議員のご質問にお答えさせていただきます。公衆トイレの関係全般かなと
いうふうにはまず、捉えております。トイレにつきましては、資料についてセン
ターのほうにちょっとございますが、下からいきますと、紫雲古津、去場、荷
菜、荷負、貫気別、5か所であったかなというふうに感じます。それで委託の
関係の掃除なんですけど、荷菜の公衆トイレにつきましては、利用者も多いとい
うことで、1週間に1回、あと貫気別もそのように、であったかなという、あ
との部分は2週間に1回ということで、清掃なり、あと管理していただいでる
方が地域と言いますか、隣に住んでる方、やっけていただいでおりますので、随
時、極度に汚れた場合は都度やっけていただいでいるように、こちらのほうで掌
握いたしてしております。ただ、といますか、それに伴って荷菜と荷負の場合
で比較します。清掃頻度が多いものですからその分は、清掃料金と言いますか
委託料、割り増しで支給、支払いをしているという状況下になっております。
以上でございます。

委員長 千葉委員。

千葉委員 何か実態今初めて詳しく聞いたなっていう気はいたします。それでね、ちょっと利用頻度のことも出てましたけども、その地区によって、公衆トイレとして果たしていく役割が大きい場所と、さほどそんなに、ここになくてもいいんじゃないのという部分と私はそろそろ、その辺もですね、踏み込んだ見直ししていく。それと、やはり公衆トイレということになると、どうしてもあの私も昔の人間ですから古いイメージのなかであまりきれいなイメージがない場所もあるんですね。ですからもし、公衆トイレ、必要最小限、この場所には、ここには必要だよという部分がもしあるとするのであれば、やっぱり将来的に淘汰していくなかでも必要とされる公衆トイレの改修とか、清潔度を保っていくような、改修工事なんか考えてるのかどうなのか、見通しとして、現状維持のままでしばらくこのままいくんでしょうか、ちょっと考えがあればお知らせいただきたいと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 ただいま千葉委員からの将来的な分はどう考えてるのかなというご質問のように聞いたところでございます。課内等では、現在のところ、そこら辺の議論はしておりません。ご指摘のあったように、確かに汲み取りだということにおいて、衛生的な部分を含めて今の人であれば非常に嫌がる部分もあるのかな、ただ国道に面してる部分もありまして、通りすがりの方が利用する、使用するというような状況下も受けられますので、その辺地区の方々と、いわゆる利用頻度も含めてどうなんだろうかという部分の調査といいますか、確認をしながら、課内のほうで、検討、議論をして対応していきたいなというふうに考えております。以上でございます。

委員長 千葉委員。

千葉委員 そうですね、改めて答弁求めませんが今の時代例えば公共施設に入れば当然のことながら、日本国内でしたらトイレありますし、それかコンビニがトイレの位置付けとしては非常に大きな役割を果たしてるという部分もありますし、だいぶ昔とは状況変わってきてると思うんですね。ですからその辺やっぱり実際公衆トイレの清掃に携わってる方、あるいは地域の方からご意見を聞いてですね、やはり維持して、なくてはならない部分と、淘汰されていく部分と、それから衛生度を保っていく、一定の改修とか含めたですね、これから議論をぜひ高めていってもらいたいなというふうに思ってますのでよろしく願いしたいと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 直接答えになるかどうか分からないんですが、いわゆるトイレも、バス停にあるということもございまして、利用者、いわゆる交通弱者と申しますか、高齢者の方々の関係もございまして、そこら辺も考慮しながら、対応を考えていきたいなというふうに考えております。以上です。

委員長 ほか、井澤委員。

井澤委員 今回の公衆トイレに関してですけれども、この五つの公衆トイレについて、先ほど落とし込みトイレ、貫気別については水洗化トイレがついてると思いますけれども、トイレットペーパーが私が見て歩いたことがあるんですがついてるところとトイレットペーパーがないところあるんですが、その辺のそこについての配慮はどのようになっているんでしょう。

委員長 町民課長。

町民課長 まず貫気別の関係で、水洗できれいに利用させていただいているというふうなお話もいただいたところなんですが、トイレのいわゆる通常のペーパー類の消耗品関係でございまして、一応管理人の方にご依頼してなくなったら補給、補充を行っていただきたいなというふうにお話しをいたしております。なくなったら、貫気別の場合であれば、管理人の方が農協のほうで購入して請求書をこちらのほうにまわしてもらおうようになっております。以上でございます。

委員長 ほかございませんか。なければ137、138ページ。丹野委員。

丹野委員 137ページの修繕費190万、これについてなんですけれども、前から私も言っていた、四戸さんも一般質問か何かでしたと思うんですけど、休憩室の修繕というか、非常に狭いということで、この190万には入ってないと思うんですけども、修繕費かなにかで広げてもらったり改造して使いやすいようにしてもらえないことはいませんか。

委員長 町民課長。

町民課長 ただいまの丹野委員のほうから荷負の斎場のいわゆる大きく、待合室のほうを大きくしてくれというふうなご要望かなと思います。町ではこれまで修繕ということで、26年でしたか、外壁等の修繕、あと備品購入ということで、高齢者向けの小さいいわゆるいすの購入等を行ってきております。事実待合室につきましては、狭隘であるという、特に二つのいわゆる火葬が入ったときには大変、皆さんにご迷惑をおかけしてるかなという部分では、状況はつかんでおります。これらにつきましても、6次の総合計画の部分のローリングの部分で再

度、理事者と協議をしながら、取り進めていきたいなど、こういうふうに思っております。以上です。

委員長 丹野委員。

丹野委員 ぜひ計画に入れて、そんな急な話じゃないですけども、もう手狭になってますので、よろしくお願いします。

委員長 ほかがございませんか。12番鈴木委員。

鈴木委員 137ページの14節、修繕費で予算説明のときにですね、火葬炉の修理ということと、もう一つ貫気別の墓地の清掃ということが述べられたかなと思えますし、またシンヌラップという言葉もあったかなというふうに思いますので、その辺について、もう少し詳しくお話しただければなと思えますけども。

委員長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 はい、お答えしたいと思います。37ページの墓地火葬場費の11節の中の修繕費、190万という計上してはいますが、このうちの40万というのが、上貫気別の墓地、昨年8月にシンヌラップを行ったところについて、修繕というかたちで予算計上をしています。この分につきましては、昨年8月にアイヌ協会のほうの主催で強制移住から100年経ったということで、そういうことで、歴史を風化させないために行ったわけですけども、この40万につきましては、記念碑が平成2年に町で建立してるわけですけども、そこまでに行く間について、昨年は協会の方が草を刈りまして、そこまで行ける道をつくったわけですけども、そこをもう少し車が行けるようにしていきたいですとか、あるいはそのシンヌラップを行うところが土地が斜めになってるんですが、そこでシンヌラップを行うために整地をしていきたいということで、その整地費として、あとは道路の簡単な補修ということで、40万という額をつけております。総合計画上では100万ということで、計上してましたけども、そのうちの60万というのは用地測量ということで予定をしていましたけども、この土地の隣地の所有者とお話をして、そのような程度の修繕であればわざわざ測量しなくてもいいということでしたので、今回は修繕料の40万だけ計上しているというところなんです。

委員長 鈴木委員。

鈴木委員 内容については、わかりました。ただ上貫気別、旭の墓地の関係なんですけれども、実は、昨年はアイヌ協会のほうでというかたちで、自分も認識しており

ますけれども、ここでのシンヌラップということになりますとね、そういうアイヌ協会ではないんですけれども、やはり民族の方々のなかで大方30年以前前からですね石碑が建てられる前後あたりからかなと思うんですけど、正確に何年にその石碑が建てられたか承知しておりませんのであれですけど、そのころからずっとこう毎年されている方々もいると、そういうなかです、昨年からはアイヌ協会がという話でありますけど、その辺、協会だけが対象でよろしいのかなと。墓地の清掃といいますか、そういう行くまでの道の草刈りといいますか、そういうことについては、当然、お互い通ることですからいいんですけど、そういう先祖供養ということの儀式ということになると、昨年から行った団体だけが対象というかたちでよろしいのかどうなのかなということをし少し思うものですから、それについての見解についてですね、伺っておきたいなと思います。

委員長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

お答えしたいと思います。昨年も実施するときには、すでに先祖供養行われていた方がいまして、そのあとに協会のシンヌラップを行ったわけですけども、そこは協会だけということではなくて、協会はこういう事実を風化させたくないという思いで、昨年は静かにあまり大きくしないでやっていきたいという趣旨でやっていますので、ここは協会だけではなくて、これまでやられてる方についても引き続きその場所で先祖供養というのは引き続き行っても構わないというか、それは当然行われてもいいかなと思いますので、団体に限るということではないというふうに思っています。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

団体に限るということではないというもう一方のほうについてもですね、特に今まで何かを求めてシンヌラップしてきたっていうそんなことは一切ないということでもありますので、そのことは本当にこういうところで同等に扱うべきでないのかという議論すること自体が余計なことなのかもしれないんですけども、とにかくそういう思いではですね、大方30年近く、平成に入ったころからずっとやってるという話では聞いておりますのでね、ですから、それぞれ同じ民族の方であったとしても、ものの捉え方、考え方、それは違ったりということで、まあ一緒にやるということには一概にはなるのかならんのかそれはわかりませんが、やはりそういう先祖供養ということ、それからやっぱり本当に長いことこうそのことを守ってきたといいますかね、やってきたというそういうこととこのことを考えれば、やはり同じ同等の扱いと言いますか、一応やはり声、当事者にですね、聞いて、そのあたりの整合性といいますかね、とるようなかたちというのも私は必要ではないかなと。それでその結果として、

一切そういう予算でみられるようなことについて一切いりませんというのであればそれはいいんですけれども、何も、お話のないままということになりますとね、私はやっぱり、できれば声ぐらいは一応聞いて考え方何ってと同じ行為をしている、しかも本当に長いこと以前からやっておられるということも含めてですね、その程度のことの対応はしていただいたらよろしいのかなど、こういうかたちで予算化される時期であれば、なおさらと思っておりますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

委員長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 はい、今のご意見につきましては協会とも調整させていただきたいと思ひます。

委員長 ほかございせんか。井澤委員。

井澤委員 今の鈴木議長からの質問と関連するところですけども、昨年アイヌ協会が新冠からの姉去からの強制移住100周年に当たるということで、上貫気別墓地で先祖供養、シンヌラップをやったということがありますが、行政としてアイヌ施策課佐藤課長もアイヌ協会のやることについて、関連しておられたので、私もそのことを知ってですね、ぜひその地元の、少なくとも旭の自治会にはお知らせする。また旭には、このお墓で眠っておられる方の子孫の方もおられるという状況だと思うので、その辺のところまで配慮して行ったほうがいだろうということで、再三申し上げましたが、協会としては、今回は小さい範囲でということであったんですけども、終わってみると新聞記事にもなったということがあって、若干の批判の声も私のほうへ聞こえるようなことがあったので、鈴木議長がおっしゃった、30年前からあそこで先祖供養をしていた方の話も伺いましたけれども、多分私が伺った方と同じ方じゃないかと思ひますけれども、元町長の宮田町長の碑もあるということがあって、そしてまたアイヌ課として、今、昨年の先祖供養、これからも29年度予算で通路の整備、そして炉のある場所の平らにするというようなことをやっていただくということですが、その辺のところでは皆さん思ひの中でやっていただくなか、そしてまた、眠っている方の子孫も地区におられるということがあるので、十分なその配慮をして進めていただければと思ひますが、その辺についてお伺ひいたしたいと思ひます。

委員長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 はい、今言われた意見も含めてですね、先ほどの鈴木委員から言われたことも

策推進課長 含めて、配慮なりアイヌ協会と調整をして進めていきたいと思っております。

委員長 ほかがございませんか。なければ139、140。141、142。143、144ページ。中川委員。

中川委員 はい、143ページの11番の需用費の分野なんですけども、この分野で、修繕料、この間説明がありましたんですけども130万ぐらい鹿柵の修理にかけるということなんですけど、まず、この鹿柵なんですけども、どこの鹿柵なのか教えてもらえますか。

委員長 産業課長。

産業課長 はい、お答えいたします。鹿柵の修繕につきましては鹿柵については、基本的に地域の維持管理組合が行うということになっておりますけども、昨年の災害で流木等が上流から流れ込み、鹿柵だけではなくフェンスそのものに流木がひっかかるというような状況で、鹿柵の破損が町内各所に出しております。それを昨年災害以降、現地のほうから要請ある箇所が数か所ございます。旭、芽生等を含めて数か所ありますので、そのところ、約延長700メートルについて、鹿柵のフェンスの修繕を行う予定で計上してあります。

委員長 中川委員。

中川委員 そういうことであれば、今後もやっぱり自然災害が起きた場合には、随時その場所については、町のほうで直してくれるという考えでよろしいでしょうか。

委員長 産業課長。

産業課長 はい、一番最初のお約束のとおり、一般的な維持管理については地元のほうにお願いをするということで、あくまでも町の施設でございますから、自然災害等で大規模に破損が生じたときには、所有者である町が修繕をかけるというのはやむを得ないというふうには考えております。

委員長 井澤委員。

井澤委員 今の11節のところですけども、流木等が災害、雨で流れてきて柵にかかったということありますが、鹿柵が立ってる土地が要するに流出して、鹿柵が浮いているような状況の場合についてはどのような考えになりますでしょうか。

委員長	産業課長。
産業課長	はい、災害の現地いろいろとありますけれども、農地に当然面してる面でありますから、農地災害等で、同時に処理できるところについては、同時に処理をしてくれております。その辺は臨機応変に対応しているところであります。
委員長	ほかございませんか。櫻井委員。
櫻井委員	143ページの、19節、負担金補助及び交付金の特産物消流対策事業補助金のことにつきましてであります。平成28年度におきましては、特産物消流対策業務委託料として356万、補助金として200万が計上されておりましたが、ここで見るとおりに平成29年では300万となっております。昨年は吉田類ですか、のテレビ番組等もあったということで、たまたま事業が膨らんだのか、平成29年度におきましては、事業規模を大幅に縮小していくのか、それとも会場等を変更することによってこういった予算になったのかを伺いたいと思います。
委員長	産業課長。
産業課長	特産物消流対策でありますけれども、委員おっしゃられているとおり、昨年は吉田類の委託料が350万ということで、吉田類のテレビ及びパークホテルにおける特産物消流対策、その他雑誌等々で350万の委託料になっておりました。本年につきましては、平成23年から行ってきておりますトマト和牛フェアを引き続き行っていきながら、ディナーイベント等を昨年行いましたひらまつでのディナーイベント等を継承して実施をしていく予定であります。規模を縮小というつもりはありませんけれども、テレビを使ったり雑誌を使ったりという部分では、若干、去年よりは落ち込むという予定であります。
委員長	ほかございませんか。なければ145、146ページ。松澤委員。
松澤委員	5款1項4目19節肉用牛飼養奨励補助金について伺います。28年度からの補助金で、29年度から繁殖雌牛定着化補助金として、新しく加わっておりますけれども、血統の良い牛の繁殖牛を残すための補助金となっていると思うんですけれども、お金をかければいいというわけではないでしょうけれども、びらとり和牛を確保するためには5万円という金額をもう少し上げたらよろしいかなと思うんですけれど、そこのところちょっとお考えはないか、伺います。
委員長	産業課長。

産業課長

はい、肉用牛の繁殖雌牛等々の助成でありますけども、昨年度28年度から実施をしてきている事業であります。特に肥育につきましてはA5を産出した農家につきましては3万、A4につきましては2万円ということで、上限30頭を上限に助成をするものであります。また、素牛を導入する農家に対して助成を行ったり、特に雌牛、自分のところで生まれた雌牛を自家保留する場合等々に助成を行う制度であります。現在、28年度の最終的な数字をまとめておりますけども、上物については予算どおりの支出予定でありますけども、若干繁殖素牛の導入補助金が余るような状況になっております。ただ、28年度からの施行でありますから、農家さんのほうでどのように取り組むかというのがありますけども、農家さんのほうに周知をすることによって、若干新年度は増えてくるということで、昨年度の補正566万に対して本年度710万の予算計上をしているところであります。ただこれだけでびらとり和牛のブランドを維持するために肥育牛がいきなり増えるというふうには考えておりません。素牛を導入して20か月、2年余りたつてからの枝肉市場での販売ということになりますから、若干時間のかかる作業でありますけども、びらとり和牛のブランドを守るように、この補助金制度の定着化に頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

委員長

ほか、中川委員。

中川委員

今の関連でちょっと質問ですけども、こういう状況が続くのであればやはり町としても何らかの対応していかなくちゃだめだと思うんですね。それに対してはやっぱり公社に関係してくると思うんですけども、そこら辺の考えはしているのかどうか、伺います。

委員長

産業課長。

産業課長

確かに今の市場からいきますと、素牛が市場価格で80万から90万、高いときは100万円ぐらいするような状況であります。それを20か月肥育をかけて30万40万のえさ代をかけて、売るとすれば、140万ぐらいの枝肉市場で売らなければ、ペイしない状況でありますけども、A5で何とかキロ当たり2300円から2500円、東京市場でいきますと2800円ぐらいになりますけれども、北海道市場でいけば、2400円から2500円ぐらいでありますから、かなり厳しい状況で、そのまま経営をすると赤字経営になるということで、今農家さんのほうでは、素牛で売るというのが多くなってきているのが実態であります。ただその中でもびらとり和牛のブランドを守っていくためには畜産公社が積極的に肥育をかけていくという方針で、年間、現在100頭あまり肥育牛を出して枝肉市場に出しておりますけども、それを150頭に目標を変えて、新年度から取り組んでいきたいと。そのためにどうしたらいいか

というのは、今現在畜産公社の中でもまた農協含めてですね、検討しているところでもありますので、新年度の新しい政策の中で、何らかの事業を打っていきたいというふうに考えておりますけども、今ここで具体的にこのような政策というのは、持ち合わせていませんので、お許しをいただきたいと思います。

委員長 松原委員。

松原委員 1番松原です。145ページ、19節農業ふれあい事業の成果をちょっとお伺いしたいと思います。

委員長 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 松原委員からご質問ありました農村ふれあい事業の成果について、ご報告申し上げます。28年度末に行いました体験イベントにつきまして、男性7名、女性7名の計14名で実施しております。成果につきましては、3組のマッチングがされております。その後3組、個々に交際をされておりましたが、その後につきましては、情報が入ってきてませんので、ここで答えることはできませんので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかがございませんか。なければ147、148ページ。149、150ページ。151、152ページ。松澤委員。

松澤委員 6款1項1目14節ふるさと寄附金システム利用料とインターネット公金支払利用料のことについて伺います。かなりの金額を今年からこれ毎年でしょうか、毎年支払うことになると思うんですけども、それで計算しますと、ふるさと応援基金積立金は1500万になりますけども、昨年とは70万程度の金額アップということなんですけども、この70万アップするだけに限らず何か毎年これだけのお金をかけてのメリットと伺いますか、そういうものがありましたら教えていただきたいと思います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 それではお答えいたします。ふるさと納税につきましては、現在ヤマトシステムさんと契約して実施しておりました。実際4月から3月までの実績を追っていたときに非常に金額や件数がなかなか28年度は伸びなかったということで、何回もいろいろ検討した部分の中ではですね、今、全国的な見解も含めまして、内容を一掃してリニューアルをしてやってみようかということで、現在全国で一番使われております、ふるさとチョイスという、窓口あるんですけども、今までうちの申し込みについてはホームページしか使えなかったというこ

とで、また一度登録しても、また同じような登録をしなきゃならんということで、いろいろ使いづらいという声もありましたので、今回新たにシステムのやり方及び募集の仕方も変えるということで考えております。この中で、現在JTBさんと進めているわけなんでございますけども、内容につきましても、現在は申し込みしたあとすぐ返礼品を申し込むというかたちになっておりますけども、現在ポイント制にして、1万円以上の、まあポイントの数字はあれなんですけども1万であれば1万ポイントというかたちでポイント制にしていつでも代えられる、例えば、4月に申し込めば12月のお歳暮時期に申し込めると、こういったかたちのものも対応にできるというかたちのもの内容になっております。また、現在52品目ぐらいの内容で進めておりますので、選べるメニューについても、倍増してるというような状況でございます。こういった部分で進めながら、平取のPR、啓発をしていきたいなというふうに考えております。

委員長 松澤委員。

松澤委員 確認なんですけども、この利用料ということなので毎年この800万ぐらいの金額が毎年かかるということでよろしいですね。例えばふるさと納税が多かろうが少なかろうがこの800万は必ずかかるっていう考え方でよろしいですか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 これにつきましてはシステムというかたちの利用料になっておりますので、この金額については、だいたい同じ数字というかたちになります。

委員長 ほかございませんか。高山委員。

高山委員 同じく、商工総務費の中の貸付金の平取町勤労者生活安定融資資金貸付金という項目でございますけれども、これは1600万、労金に融資をして預託をしてということのなかで、働いている人方が、そういった意味では、資金の貸し付けを受けるという内容だと思えるんですけども、どうなんでしょうかね、最近の実績っていうのがわかれば教えていただければありがたいんですけども。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 直接の私のところに相談とか、届け出来てる部分というかたちでは受けられませんので、実際は労働金庫の静内支店のほうで窓口ということになっておりまし

て、数字とか件数についてはちょっと把握しておりません。ただ、28年度はそんなに多くないというかたちでしか今のところ聞いてません。

委員長

高山委員。

高山委員

当然にして町の窓口ではないんで、労金の窓口になるかなというふうに思うんですけども、これ毎年実績としては、年度末にきちっと報告があったように思うんですけども、28年度はまだということであれば、27年度の実績でもよろしいんですけども、これぐらいの人方が借りてますよっていうことの、内容がわかれば、データがなければ後ででも教えていただければ大変ありがたいんですけど。

委員長

観光商工課長。

観光商工
課長

数字につきましては、報告ものというかたちのが数か月に1回来ておりますので、内容はそれくらいでしか把握できないんですけども、年内でいくら回収したとか、あとなんぼ残ってるかというかたちの数字の報告は来ておりますので、それを提出したいと思います。

委員長

ほかございませんか。なければ153、154ページ。155、156ページ。松澤委員。

松澤委員

6款2項1目14節、幌尻岳関連予約システム等使用料なんですけど、28年度は、ネットワークという言葉がついておりますけども今年29年度はついておりません。それで内容的に違うものなのか、同じであれば、金額が倍近くなっている要因があれば教えていただきたいと思います。

委員長

観光商工課長。

観光商工
課長

内容については、全く同じものではなく、システムとしてバージョンアップしたかたちで今回新たに登山利用者がネットを通じて24時間365日利用できるというかたちの申し込みのできるシステムを入れようと考えております。

委員長

ほかございませんか。中川委員。

中川委員

今の156ページの松澤議員質問した上のイベント会場設備使用料という項目なんですけども、これ多分、札幌で毎年やってるオータムフェスタか何かの使用料だと思うんですけども、そのほかに何か使用料っていうことはあるんでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 ほとんど札幌でイチオシまつりとか、どさんこワイド、今回千歳空港で新しい事業と言いますか、今年度でやるやつで新商品を開発して5月の連休に出店するという予定のものが20何万ついてますので若干増えておりますけども、内容については、そういったかたちになっております。

委員長 ほかございませんか。なければ157、158ページ。櫻井委員。

櫻井委員 157ページ、委託料ですがその中のすずらん保全地区整備業務委託料であります。今年度のすずらん保全地区の整備事業は相変わらずすずらん地区におきましては、雑草が多いのと、それによるためかどうかわかりませんが矮小化しているんですか、なんか小さくなっているような気がするんですよね。聞くところによりますと以前は根伐りだとか、スラリー散布というんですか、等を行っていたそうなんです。それによって、生育が良くなるのかどうかわからないですけど、そういった特別な業務が今やられてないということなんです。今後どう対応していくのか対策するのか、その辺について伺いたいと思いますが。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 すずらんの保全地区につきましては、やはりすずらんが非常にちょっと狭くなってきて、個体も減ってるんじゃないかというような、声も聞いておきまして、そういったなかでちょっと今年からどういったかたちで検証できるかということで今回、文化的景観公園整備計画の委託料ということで150万つけまして、どういうふうなかたちのものがあるのかということで、環境保全と、またすずらんの観光という面も考えまして、事業をやろうとしております。また、自分たちでもできるということで観光協会のほうでやはり小動物、昔は馬がそういうふうな現地にいたなかで根伐りしたりしたとかたちもありましたので、そういったものもちょっと今年は実験的にやってみようかなというふうなところで考えております。

委員長 櫻井委員。

櫻井委員 以前、今副町長でいらっしゃる遠藤さんのときに、確か識者呼んで、どうこうということありましたよね。あの結果で今回のことやられるっていうことにつながっているんですか。

委員長

副町長。

副町長

お答えします。私、まちづくりに以前観光の担当があったとき、同じような状況で本数も少なくてですね、雑草も増えるというようなことだったので、専門の業者に委託しまして、調査と、どうやったら増えるかというモニタリングみたいなのを3年ぐらいやったこともございまして、そのとき、日射といいますか、日当たりが、やっぱり悪いのが影響してるのではないかということだいでいぶ伐採をしたというような経緯もございまして、それでちょっとすずらん、すぐ次の年にそういう成果といいますか、結果が出るということではなかったものですから、ちょっとそれで様子を見てたというようなこともあったんですけども、成果が出てるところもあるんですけども、なかなか全体的にですね、またちょっと思うようなものが出てないということで、今回文化的景観のこういった支援事業も使わせていただきながら、再度、保全について、元の状況に近づけるような調査なりを再度またやらせてもらいたいというふうなことでの計上ですので、ご理解お願いしたいと思います。

委員長

よろしいですか。井澤委員。

井澤委員

櫻井議員の質問と同じ場所なんですけども、すずらんを良い状況で維持し、増やしていくなかで、すずらんという植物は、調べたところによりますと酸性の土壌で栄養があまりないところで適地、そういう適地で生えるというようなことがあって、雑草が多いのも、要するに土地が富栄養化しているということで、畜産公社に依頼して、夏、すずらんの観賞会が終わった後、草刈りをして、それで雑草部分を丸めて、すずらん地から外へ出して、肥料として残らないような、そういうようなことで対応していただいているようですけども、酸性土壌が好むとか、主な雑草の性質などなことを、外部に依頼して調べたこともあるということですが、幸いに2年前から畜産課に畜産担当の職員が配置されているということがあって、その職員の技量とかまた計画で試験地をつくって対応してみるというようなことが自前でもできる部分があるのではないかと。また畜産公社についてもそういう牧草関係の専門に仕事をしてますから、何というか、アイデアもいただけるんじゃないかと思えますけれど、その辺の外部依頼もいけども、内部でできることもあるんじゃないかと思えますが、その辺いかがでしょうか。

委員長

観光商工課長。

観光商工
課長

お答えします。そういった内部にというか畜産公社の中でもデータなり、専門の部分の方の考えとかっていうのがちょっとまだ確認してませんでしたので、そういった部分も聞きながら、また既存のデータというのも何年か前のやつが

あるというふうに聞いてますので、参考にしながら進めていければと考えます。

委員長 井澤委員、質問簡潔によろしくお願ひいたします。157、158ページ、ほかございませんか。159、160ページ。161、162ページ。163、164ページ。四戸委員。

四戸委員 163ページの7款1目15節の公営住宅の改修工事についてでございますが、これについて伺っていきたくと思います。予算説明の中でですね、一般公営住宅の説明の中では一般住宅の改修と浄化槽の設置をしていくんだというような説明がございましたが、現在ですね、これから浄化槽を設置していくと思われる公営住宅なんですが、現在において、どの程度これが進んできているのが伺いたくと思います。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 15節の内訳1900万の内訳といたしましては、大規模改修を1戸ぐらい予定してまして300万、それと浴室の設置改修2戸で160万、あと町営住宅の既存の屋根葺替えですとか外壁の張り替え、トイレの水洗化ということの事業になっております。水洗化率ですか。

四戸委員 浄化槽も入ってるよね。今聞いたのは、これからまだ浄化槽について改修していかんとならないところが結構あるとは思ってるんですけども、現在まで、浄化槽の改修についてどの程度進んでいるのか伺ったんです。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 今町営住宅の管理戸数は全部で398戸ございまして、今現在、新築時にもう設置しているもの、それと改修して水洗化しているものをあわせまして138戸を水洗化しておりまして、率でいくと34.7%ぐらいの水洗化率ということになっております。

委員長 四戸委員。

四戸委員 今説明では新しい公営住宅も含めたなかでということでしたけども、398戸のうち138戸の浄化槽の改修は終わっている。パーセントにして、34%ということでございます。当然6次計画の中で計画もされていると思いますが、今こういう新しい時代ですので、本当の古い、これから壊そうとする住宅はそういうことは無駄なことですから、でもこれから先10年から15年ぐらいまた入っていただくような公営住宅については、なるべく早めに改修していただ

きたいと思います。それでですね、先ほどの説明の中で、住宅の改修もするんだということでもございましたけども、結局、改修も、要するに公営住宅につきましては、広報なりで、町民へ公募されていると思いますが、例えば本町地区、荷葉地区の公営住宅におきまして、28年度において改修したなかで空き住宅は出てきたのかなのか、この点について伺いたいと思います。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 本町地区といいますか、本町から下、紫雲古津までの部分に関しては非常に需要が多くて、基本的にはあまり空き家という部分ではございません。ただ時期的に退去して入れ替えというか新しく募集するまでの間は何戸か空くことはございますけども、本町地区に関してはそこそこ需要があって、空き家に関しては少ない状況でございます。

委員長 四戸委員。

四戸委員 今の課長の説明で本町地区から紫雲古津地区においては、改修しても、空き家がない、それだけの需要があるというふうな、説明だと思います。そのなかですら、私たちの町も毎年人口が減少しております。そのなかで、公募されている町民の方、またはいろいろな事情があって、平取の住宅を希望している外からの方、この2、3年の間にですね、私の知っているところでは、4、5件の家族がそういう方がおられました。今さっきも言いましたけども、私たちの町の人口が減少しているなか、このようなですね、家族の方々に住宅に入っただいて、少しでも人口増につなげていくようになるのではないかなというふうに私なりに考えていますが、この点についてですね、副町長の考え方を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

委員長 町長。

町長 はい、人口減少についてはですね、何とか移住定住というかたちのなかで、例えば農業であれば新規就農というかたちで毎年2家族が来てございますし、また二風谷には分譲宅地の造成しながら、あるいは観光では交流人口の拡大を図りながら雇用を図っているということで、いろんな角度からそういう対策を講じておりますが、最近はまだ本当に亡くなる方が多くてですね、本当に心配をしておりますが、今後ともしっかりと取り組みながら、または住環境についてもできるだけ民間のアパートも建てていただきながら、そういった環境も整備しておりますので、今後とも継続しながら努力をしてまいりたいというふうに思っております。

委員長

四戸委員。

四戸委員

当然今町長が話されたように人口増につながるのそういうことは大事なことだと私も認識しております。しかしながらですね、今その住宅の状況を話したように、そのような家族もいられるということ、また今後においてですね、そのような家族のために、またですね、当然そういう選考委員の方々の住宅に入るということになれば選考がなければ入れるとはならないと思うんですが、だけでもそういう人のことも考えながらですね、公営住宅、例えば3家族ぐらい入れるような、余分に余っても、例えば町で起きる火災や災害等にあった町民の方でもすぐ入れるような住宅が私はこれから先において必要であると考えておりますけれども、その点については、そういう考え方があるのかないか伺いたいと思います。

委員長

建設水道課長。

建設水道
課長

まず町営住宅の入居に関しましては、基本的に公募して申し込んでもらうというのが原則であります。ただ緊急的に公募によらない場合、行うことができるということで条例に定めてあるんですけども、その場合は、災害等により被災を受けた場合、火災でもいいんですけども水害でも。そういう場合ですとか、あと、公営住宅を建て替えることによつての再入居といった部分と、公共事業用地とかで用地買収になって買い上げられた、その方に関しては特例的に入居することができるということになっております。基本的にそれ以外の部分に関しては公募して、競合すれば選考委員会の中でいろんな皆さん事情ありますから、その事情を判断した上で入居者を決定するという、仕組みになっております。前もって何戸かストックっていう話かと思うんですけども、それは基本的には空いてて、修繕が終われば随時募集をかけていくというような状況でございますので、ご理解をお願いします。

委員長

四戸委員。

四戸委員

今要綱のことが出ましたけども、当然要綱が一番の基本ですから、当然、それに従ってやるというのは私も理解はしています。でも先ほど言ったように町内のそういう災害ばっかしのことではなくても、もともと平取にいたんだといろんな条件、家族のそういう状況のある方もいらっしゃるの事実です。それで、それは例えば隣の町の住民であっても、いや、当然うちの住民ならなかったら、住宅に入ることはできないんだけど、そういう方も先ほど、結構3件や4件みられたという話もしています。ただそういう人のことも思いながら町としてはそれは無駄になると思っていると思うかもしれないけども先ほど話したように、それも少しでもそういう家族も平取町に住んでいただいて、今減っている人口の

増にプラスになるような、考え方で、そういうような住宅も持てませんかという質問したんですよね。それについて副町長どう考えてますか。

委員長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。建設水道課長からも話しておりますけど、公営住宅の入居基準といいますか、基本的には所得があまり高くない方のための住宅ということで、これはもう法的にも規定されておりますので。選考委員会はあるんですけども、それも優先順位というかですね、これも本当に規定になりますけども、こういう方を例えば母子家庭とかですね、そういう一応の優先順位みたいなものが決まっておりますので、それらのもとに選考委員会で決めていただくということになっておりますので、ですから民間のアパート等と違って先着順ですぐに入れるというものではなく、ある程度の公募期間をおいて、募集して、それから一番条件に合った方に入居いただくというようなことをございますので、公営住宅の入居の仕組みをまず、ぜひご理解いただければと思っております。そこでやっぱり入れない方も出てきておまして、町外からですね、職場が平取なんで公営住宅を利用したいという方も選考委員会の中で条件といえますか、申し込みのいるなかで私も把握しているところでございますけれども、なかなか公営住宅で対応するというのは非常に難しいところもあるのかなと思いますので、また違った分野といいますか、やはり移住定住ということで私どもの町に暮らしていただくと、そういう視点からどういう方法があるかわかりませんが、今の、例えば職員住宅とかですね、教員住宅の改修でそういったものが対応できるか、例えば民間住宅の空き家がある程度改修して、そういう方に入らせていただくとかですね、さらに民間のアパートの建設を、今もやっておりますけども、制度的なもので支援して増やすとか、そういうことをぜひこれから検討してまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

委員長

休憩します。2時30分再開といたします。

(休憩 午後 2時20分)

(再開 午前 2時30分)

委員長

再開します。先ほど井澤委員からありました107ページ、アイヌ文化環境保全について、アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

午前中に質問がありましたアイヌ文化環境保全調査の関係ですけれども、この調査につきましては平成15年5月に調査がスタートしまして、平成28年度で15年目というふうになります。以上回答させていただきます。

委員長 163、164ページほかございませんか。丹野委員。

丹野委員 163ページの修繕費、公営住宅。公営住宅の新しいのには今シャワー、水洗になってますけど、古いのはまだシャワーもついてない、水洗もなってないっていう状況なんですけど今、家庭でシャワー使えないっていうのはちょっと無理があるので、早急にシャワーだけでも、確保、普及するこの修繕費かなんかで、できないものですか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 基本的には新しいやつはボイラーも設置してますのでシャワー設置可能かなと思うんですけども、古い部分に関しては住宅の程度にもよるんですけどもあまり古いものに関して給湯設備、シャワーを含めての設置というのは現実的に予算的にも厳しいのかなと思っております。

委員長 丹野委員。

丹野委員 公営住宅ということで、自分で付けるとしたら10万20万かかる工事になると思うんですけども、その点、そういうことを考えて入る人が便利なのということ、そうするともっと古い住宅でも使えるようになるんでないかなと思うんです。その辺もっと改良してほしいと思います。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 入居者にすれば、そういうのがあったほうがいいのは当然かと思えますけども、そうなった場合、シャワーということで給湯をどうするのか、燃料的にはガスにするのか灯油にするのかとか、また、その費用はどうするのかっていう話になってますんで、どうしてもそういうのを望むのであれば、当然ながしとかはガス使っておりますので、ちょっと大き目の、自前でガス湯沸かし器を設置してついでに配管もしてもらってというのが現実的かなというふうに考えております。

委員長 よろしいですか。丹野委員。

丹野委員 先ほどから言ってますけども、入ってる人は低家賃で入るんですね。給料が安い、そのために入るわけですから、そして、シャワーもないという。本当から言うとシャワーとウォシュレットはつきものなんです。今の若い人は皆それなかったらだめみたいな感じなんですけども、平取に住宅としてそういうものを

整備することによって、四戸さんみたいに人が増えてくるんでないかなと考えますので、ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。

委員長

建設水道課長。

建設水道
課長

ご意見として賜っておきます。

委員長

よろしいですね。松原委員。

松原委員

1番松原です。164ページの21節のアイヌ住宅改良貸付なんですけども利用度は何件ぐらいあるのか。また、貸付金利はいくらなのかお伺いします。

委員長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施
策推進課
長

利用につきましてはこの何年かは、貸し付けはないというふうに押さえています。利率については2%というふうになっています。

委員長

松原委員。

松原委員

結局貸し付けのあれがないというのは結局利用しづらいという意見がありまして、やっぱり貸し付けやなんかこれは新築でも対象となるんでしょうか。

委員長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施
策推進課
長

はい、新築も対象になります。

委員長

松原委員。

松原委員

そうしますと、結局この700何万、600何十万ですけども、ではなかなか家が建たないということで、この改良資金を使うことが非常に難しいというかね、そういう利用できないというかたちが多いんで、この貸し付けの金額を上げるとか、また金利が2%ということで普通の住宅やなんかの金利よりも逆に高くなっている傾向がありますので、こういうかたちで見直しの検討は進められないのかお伺いします。

委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	はい、この件につきましては、総合計画の事業実施計画、各自治会で行われたなかでもご意見をいただいていますので、利率の関係も含めて、補助金をいただいている制度ですのでその関係もあり、また民間の資金の関係もありますので今後検討していきたいと思っています。
委員長	ほかございませんか。井澤委員。
井澤委員	163ページ、11款の修繕料のことについてお伺いします。昨年冬、振内の町住で家の中がしけてかびになる、それからドアが凍結して要するに家を出るのに蹴って出なければならないってことがあって、それについて、住んでる方から、何年にもわたってそういう苦情が出てたんだけど取り上げられなかったんですが先輩議員2人、そして私がお話をしたなかで、結局は空気を部屋の水分を吸いとして排出する空調機っていうのが悪かったのではないかという結論に最終的になって昨年4月だったと思います、その空調機を取り替えていただいたあとこの冬、結構寒い冬だったんですけども、そういう、それまでの毎年あったその凍りつくとかかびつくとかいうそういうものがなくなったっていうことがありました。ですので、で、その隣の家はその前の年に空調機が壊れて取り替えてもらった、やっぱりそういう、それまでもあったようなそういう障害がなくなったというのは聞いたんですけども、この冬になって1年経ったところで確認をしたらそういうことで、空調機っていうのは大変、町住を守る意味で大切なシステムなのかと思いますけど、それが機械ですから、故障はするしということがあるので、これ町住の利用者からかびがつくとか凍結するというようなときに、やはりそのような事例をおとして、記憶にとどめておいていただいて、そのような手はずで空調機を疑って交換してみるとか、そういうようなことが必要じゃないかというような事例に当たりましたので、その辺についてお考えを伺います。
委員長	建設水道課長。
建設水道課長	今言われました振内新団地につきましては私も現地を見ました。まず第1弾目として、その空調機の掃除がちゃんとしてるかということを確認したらその時点でもうフィルターも相当ほこり等で目詰まりをしていたということで1回掃除して帰ってきました。それでしばらく様子を見ていただきたいということで1回帰ってきて、その後やっぱりあまり調子がよろしくないということで最終的には取り替えたということでありまして、いきなり調子が悪いから取り替えるのではなくてまず疑うところは、適切な管理、その仕方は入居者にもちゃんとファイルに閉じてますので、その辺をまず第1段階でやって、それから取り

替えということになったということでもあります。前年にお隣を取り替えたということなんですけども、機械ですので、何年とは言えなくて、お隣が去年取り替えたからもうそろそろ寿命かなっていう想像はできるんですけども、そういうことで段階を追って対処したということでございます。

委員長

井澤委員。

井澤委員

別な件ですけれども、先ほどその課長のほうから、町営住宅は公募によって行なって、例外の中にいくつかありましたけれども、公用による用地の買収により転居等のことについては、要するに公募のなかじゃなくて対応するということがあったんですが、一昨年から昨年にかけて、病院用地の取得のために転居していただいた方々があって、その中で何軒か、町営住宅に入られた方がおられたように聞いたんですが、これに用地買収により転居っていうことに該当する事例はあったのでしょうか。

委員長

建設水道課長。

建設水道
課長

実際、町営住宅に移った方は、1軒だったと思うんですけども、その方は条例で定める要綱を適用して入ったということでもあります。公募によらないで。

委員長

ほかございませんか。なければ165、166ページ。中川委員。

中川委員

165ページの22節ですね、補償、補填及び賠償金についてお伺いします。ここはちょっと確認なんですけども、28年度の場合はこの分野では移転補償費というふうになっていて20万の予算を付けてもらってたんですけども、今年はこの補填、補償費という交付金になっておりますけども、これは何のための補填なのか、そこら辺伺います。

委員長

建設水道課長。

建設水道
課長

町営住宅の建て替えによる、移転費の助成であります。1軒当たり5万円というのが町の条例で決まってるのでその2軒分ということで、10万円を計上しているんですけども、具体的に言うとこれ去場の団地の部分なんですけども、今回の建て替えで入居者3名の方、町外に行った方もいるんですけども、実質28年度で完了しましたので、この予算策定のときは2軒分みてたんですけども実質は支出は29年度においては、作成時期の話もあるんですけども実質は執行ゼロということで該当者は28年度で完了ということになります。

委員長

ほかございませんか。高山委員。

高山委員 166ページの消防費の中で、消防費と次の災害対策の中で、どちらで聞くの
がいいのかちょっとわかりませんが、ちょっと消防にかかわる内容等につ
いて、ご質問させていただきたいと思います。今町内では、AEDというこ
とでそういったものを設置している事業所なり施設がどれぐらいあってです
ね、実は、その講習を受けた方が、どれぐらいいるかっていうことをです
ね、お聞きできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 消防署長。

消防署長 高山委員のご質問にお答えいたします。AEDにつきましては、任意設置とい
うかたちになっておりまして、届け出義務は現在ございません。ただ消防とし
まして、各町内の施設、査察等で巡回等を行っているところから、連携を取り
ながら、設置されてる部分を把握しているところでもあります。現在消防署で把
握している町内の件数としては23件が設置されているというふうに把握して
おります。その中で、業務、それから営業形態、その他によってかなり講習の
受講状況についてはかなりばらつきがありますが、28年度で全体でAEDに
関する普通救命講習の受講者総数が107名、27年においては172名、2
6年においては141名、過去3年間でその数字になっているところでありま
す。以上です。

委員長 高山委員。

高山委員 AEDについては任意設置ということで、今お聞きしましたので、査察等の中
です、それぞれの事業所なり施設なりに設置してるかと思うんですけど
も、正直新しくできたびらとり温泉にはですね、設置されているのかどうか、
もしくはその施設の職員もですね、平取で受けてるかどうかわかりませ
んけれども、そういった講習を受けていらっしゃるかどうかわかるかという
情報があればですね教えていただきたいと思います。

委員長 消防署長。

消防署長 ご質問にお答えいたします。びらとり温泉ゆからにつきましては、旧二風谷温
泉に設置されていたAEDを引き続き、設置しているということで把握して
おります。また講習の受講状況につきましては、宿泊施設がついて24時間
の営業形態になりましたから、なかなか職員の時間等がさけないことから、
新設後については、ゆからにおいては、講習は行っておりません。ただ中
の情報を聞き取ったところによりますと、大きな会社ですので、転勤があ
りまして、ほかの施設で講習を受けた経験者なり、いろんな情報を習得
している職員が、数名

いるということは聞いております。以上です。

委員長

高山委員。

高山委員

実際的にびらとり温泉にもなぜ聞くかということでございますけれども、先日、本町のですね住民の方がお亡くなりになったということで、そのときにお話を聞くとですね、飲んだ水は最終的に出して、心肺蘇生をしたということでございますけれども、実は、消防に通報して、来るまでの間、心肺蘇生した職員、職員というか、者がですね、温泉のAEDを持ってきてくれということで、そういった経験者だということだったものですから、持ってきてですね、やろうと思ってあげたらですね、充電不足で、声も音声も何も出なかったということが正直あるんです。ですから今、消防に聞いたらですね、やはり古い施設のとときの、AEDがそのまま使われて、期限切れだったのかもしれないですけども、やはりそういったときにですね、それがあつたから助かるとか助からないとかということではなくて、やはりああいう施設で不特定多数の方々がですね、泊まる場所にAEDが付いている。なおかつ講習を受けている方もいらっしゃるというようなことがやはり、びらとり温泉にもですね、特にそういった意味では必要かなというふうに思いますので、ましてや開いたときにですね、音声が出ないで充電不足というのは、やはりいかなものかということになりますので、できれば査察の中で、例えばAEDが付いているようなところについては、期限切れなのか、例えば講習受けてる者がいるかという、そういう指導をですね、今後また消防にお願いして徹底をしていただきながら、施設についているものについては、誰もが使える、しかも開けたときに充電切れだつていうことのないような、対応の査察を強化していただければということになりますけど、まあ任意ですから、ですけども、やはり置く以上は、そういう対応をしていただきたいなということで、お話を聞いておりますので、ちょっと要望になりますけどもそういう査察の強化もお願いをしたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長

消防署長。

消防署長

お答えをいたします。任意設置という状況にはなっておりますけども、AEDに関しましては、非常に高価なものであると。先ほど高山委員のほうからご指摘のありましたとおり開けたときに充電が切れていたということだったんですが、この機械の特性上、充電というシステムにはなっておりません。電池を取り替えて期限のうちに、その電池を取り替えると。その電池がだいたい8万から8万前後というメーカー、機種によってかなり差があるようですが、8万円前後。そしてさらに3年から5年、点検をすればするだけ電池が減りますし、途中で何回かのもし使用があれば、当然その寿命も短くなるというのが特性に

なっております。警報等もありますし、ランプ等もありますので、あとは設置のときに最終の交換期限ですね、これが表示するようになっておりますので、それも含めて設置数としては23件、4件、さらに増えてきても、消防としましては、やはり全部の施設を回って点検する火災、その他のものとも連携しながら、施設の関係者と、情報を共有してAEDの維持管理及びそれを十分に町民の方もしくは、外部からの来町された方が万が一そういう心停止を起こしたようなことに対する対応ができるよう、十分関係者と協議しながら今後対応を図っていきたいと思いますので、ご理解をいただけたらと思います。よろしくお願いたします。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。なければ167、168ページ。櫻井委員。

櫻井委員 167ページの19節ですが、北海道消防防災ヘリコプター運行連絡協議会負担金ですか、これ毎年計上されていくものなのかお願いたしたいと思います。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、お答えいたします。これは今年度29年度から毎年計上されていくようになります。

委員長 ほかございませんか。169、170ページ。櫻井委員。

櫻井委員 169ページの、報償費、コミュニティースクール講師謝金についてであります。歳入でコミュニティースクール導入等促進事業補助金として60万の3分の1、20万が計上されております。歳出の中ではこのコミュニティースクールの講師謝金4万5千円ということぐらいしか見当たらないんですが、これ、ほかにどういった事業をお考えになってるか、お願いたします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それではお答えしたいと思います。今おっしゃいました報償費のほかに旅費のところでは先進地の視察、それから、それに伴う職員の参加、それから、消耗品のたぐいで関係図書というようなことで予算、歳出のほうでみております。

委員長 櫻井委員。

櫻井委員 今の説明でちょっとわかんないんですけど、歳出の中のどの辺にそれうたわれてるんでしょうかね。ちょっと金額もあわせて言っていただければ助かるんで

すけど。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

まず報償費につきましては、講師の謝金として4万5千円。それから、同じく報償費で学校運営協議会研究推進委員会の委員の謝金としまして、14万4千円。それから旅費のほうにつきましては、費用弁償と普通旅費になりますけれども、コミュニティースクールの説明会で5万2千円。それから、先進地の視察としまして、20万8千円。これは、2校予定してまして、それぞれ8名ずつの参加というようなことで考えております。それに職員の参加の旅費ということで、9万1千円というようなことであります。それから、消耗品につきましては、2校分としまして8万円という経費にしております。

櫻井議員

すみません、あとから明細といえますか、それいただけますか。今聞いてもちょっとわかんないんで。

委員長

高山委員。

高山委員

今の関連なんですけれども、そもそもちょっと勉強不足で大変申しわけないんですけれども、コミュニティースクールっていうのは、どんなというか、お金の話は僕はいいんですけど、ちょっと内容といえますかですね、例えば視察行って、謝金があつたりというようなことがありますけれども、コミュニティースクールって、なんかわかりそうなんですけど何をつていうのがちょっと説明あれば大変ありがたいんですけれど。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

簡単に言いますと、学校運営につきまして、地域それから保護者が参画して学校運営に対していろいろ協議しながら、運営をしてくというスタイルになりますので、そのために協議会をつくりまして、学校と一体となって進めるというようなかたちになると思います。

委員長

ほかございませんか。井澤委員。

井澤委員

7節賃金のところですが、1300万のところなんですけれども、小中学校生徒指導教員等賃金、これ説明のところでは人数的にはプラス1のマイナス2だということだったんですけども、全体として何名なのか。そして、今、小中学校これから卒業式を迎えて新学期を迎えるわけなんですけれども新年度の指導教員等についてはもう確保されたんでしょうか。そのことについて教えてください。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それではお答えしたいと思います。内訳でありますけれども、期限付きの教員が2名、こちらにつきましては、平中に2名配置をするんですけども、中一ギャップの解消と習熟度別の指導ということで2名、それから、時間講師としましてはこちらについても2名、こちらについては複式の緩和というようなことで振小に1名、それから平成29年度につきましては貫気別小学校にも1名を配置するというので、予算のほう計上させていただきました。教員については現在も今、精力的に調整して確保することで進めております。

委員長 教育長。

教育長 町採用の教員の関係で平中の2名については現在決まっております。振内小学校の1名と貫気別小学校の1名につきましては、振内小学校のほうは今までいた方がちょっと自己都合というか事情によって、やめたいということがあるものですから、今募集をかけているところです。貫気別小学校につきましては1、2年が複式になりまして、新年度10名入ってくるということで1年生の対応で複式でやるということになると1年生をみるのが大変だということもありまして、町の採用教員を時間講師ですけれども1名付けたいということで予算付けをしているところで、その分についても募集をかけているところがございますけれども、なかなか教員につきましては、今、免許も更新していかないといけないということと、あと小学校のほう担当するということになると小学校教員の免許が必要ということになりますので、なかなか今探しておりますけれども、難しい状況というような状況がありますけれども、何とか早い段階で見つけて、配置したいというふうに考えているところです。

委員長 169、170ページほかございませんか。なければ171、172。櫻井委員。

櫻井委員 小学校、教育費に関することありますので、どこと行ったところではないんですけど、教育長が先日行いました教育執行方針の中で、特別支援学校教諭免状の取得に向けた取り組みを促進すると言っておられました。教員がですね、通信教育あるいは夏休みを利用した認定講習の申し出をしてきた場合に、町でもってこの費用を負担するということなのか、その辺について伺いたと思います。

委員長 教育長。

教育長

お答えします。町費で資格とる分の経費はみておりません。個人の資格ということになるものですから、そのようなかたちにはなっておりませんが、委員の皆さん知っているとおり、今、子どもたち、かなり支援をする子どもたちが増えてきているということで、教育委員会としてもかなりの支援員を各学校につけているところです。特別支援学級につきましてはかなり増えてきておりまして、普通学級の免許を持ってる方だけでも特別支援のほうに回ってもらうというようなこともやっているような状況になっております。できれば本人の資格にもなりますし、そういう学級を持つ可能性があるということで先生方にはぜひ、そのような資格を取っていただきたいということで、長期休業中に研修ですとかそういうのを受けてもらって、そういう資格を取っていただきたいということを促しているところです。長期休業中にその研修に出たりだとかそういう部分については公務になりますので、当然休みとかとらないで行ってもらってですね、その資格を取ってもらうということで、資格取る経費等まではちょっとみてない状況ですけども、ぜひ取ってくださいということで、先生方に話をしているところです。

委員長

櫻井委員。

櫻井委員

そういうお願いをするだけで果たして先生たちが、わかりました、夏休みの貴重な時間を割いて行くだとか、自費で通信教育を受けるだとかってそういうことをやられますかね。その辺がちょっと心配なんですよね。

委員長

教育長。

教育長

お答えします。かなり今そういう生徒さん多くてですね、特別支援の学級が増えてきているということもありまして、先生方もそういうのに興味を持って資格を取られてる先生もおりますし、平取でそうしたら今までどれくらい取ったんだっていう数字はちょっと今押さえてませんが、先生方もかなりそういうクラスを持つ際にそういう知識だとか、実際にどういうことをやるんだっていうのを勉強されていきたいという方もいますので、特別支援学級を持つ場合については特別支援学級の一種ですとかそういう資格が必要になる、というか、持っていると大変そういう学級も持てるということになりますので、自分の進む道だとか、学校の先生方は6年ぐらいで転勤していくっていう部分もありまして、選択肢も広がってきたりですとか、自分が日高管内だけじゃなくて他のところにもいきたいということでそういう資格もとっておきたいっていう方もいますので、そういうことも含めて、先生方にできるだけ取っていただきたいというようなかたちで話をしているところです。

委員長

ほか、井澤委員。

井澤委員 私が先ほど質問しました169ページの指導教員等の人件費1300万、そして今の171ページの賃金のところ、7節のあわせて8名、先ほどのところは4名ということで12名の方が、来年度の予算のところ措置されているということであわせて2600万以上になりますが、総務文教委員会の学校訪問の中で2年続けて学校訪問させていただいたなかで、学校としては平取町としてはこのような教員の配置を積極的にしてくれてるので大変感謝しているという言葉が出ていたんですが、他の近隣町村と比べてこの辺のところは平取町は手厚くなっているんでしょうか。お伺いします。

委員長 教育長。

教育長 平取町は手厚くやっております。

委員長 ほか、ございませんか。なければ173、174ページ。千葉委員。

千葉委員 11番千葉です。173ページ、9款2項2目17節の公有財産購入費、いわゆるパソコンの購入のことについてお尋ねをいたします。当町といたしましては早くからこのパソコンに対する授業を取り入れて、早くから手厚い購入をやってきて相当普及をしてきているところがございますけども、以前総務文教の学校訪問の時もちょっと2、3の学校から出てたのは、一つは普及させて購入させてくれてそのことについては非常に感謝しているけども、一つ電子黒板の話が出てたんですね。電子黒板、非常に高額であるということもそうなんですけども、例えば教室が移動になって、それをまた外してその授業をやる教室に移動する場合、リセットするのにかなり時間的なことがタイムラグが出て、再セットするのに非常に大変だというふうなお話ちょっと教員のほうからも伺ってますけども、どうなんでしょうね、今の現状ちょっとつかんでないんですけども電子黒板含めて子どもたちのパソコンの普及に対してですね、今現在どのような状況にあるのか、もし最近の状況、学校のパソコン取り入れた授業の状況について、ちょっとお話をいただければありがたいんですけども。まず1点目そのことについてお伺いしておきます。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 まず設置の状況でありますけれども、小学校では27と28年度あわせて11台ということで、おおむね各階には設置できるような配置は28年度までに完了をしております。それで、中学校につきましても29年度、平中にもう1台入れまして、そちらも各階には配置できるようなことで対応はしていると思えますのでそういう移動はこれからは大丈夫かなというふうに思っております。

それと、実施の状況でありますけれども、やっぱり学校によっては差があるということで、教育委員会としても改めてICTに関する研修会をやったりということで、多くの先生方にも参加してもらって、さらに積極的にやってもらうということで進めております。また執行方針にも出てましたけども、ICTの研究授業の公開ということで、これも29年度から取り組んでいきたいということで、各学校に研究の授業をやってもらって皆さんに研修してもらおうということで進めていきたいというふうに思っております。

委員長

千葉委員。

千葉委員

そうですね、いずれにも学校ごとにちょっとばらつきがある、なかなか平等にパソコン使った授業の指導ということは平均的に見ると相当だいたいレベルが上がってきてる。でもそうは言ってもやっぱり学校ごとにやっぱりちょっと差があるという部分が、まあこの部分は少し時間がたてば解消してくれるのかなというふうに思っておりますけども、もう1点伺いたいのは、パソコンの台数、電子黒板もそうですけども、だんだんだんだん各学校普及してってそれなりに設置されてはきてるんですけども、これの日常の保管状況というか、管理状況は学校ごとちょっとばらつきあるような気がするんですけども、その辺は一律のパソコンの保管状況とかいわゆる公有財産ですから管理責任者というか学校ごとに何か決めてる体制というのは一切ないんでしょうかね。ちょっとお伺いしておきたいと思います。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

正確には把握はしていませんけども基本的にパソコンですのでいろんな情報の取り扱いの規定については事前に各学校にこれを導入するとき、そういう取り交わしというか、こういうことで扱ってくださいというようなことで周知はしておりますし、学校のほうとはその学校の全校の中でその取り扱いについては確認をしておりますので、おっしゃってました保管状況の部分については、教室とかは限られているのでそこら辺までの確認はできておりませんが、対応は、学校のほうできちっと対応しているのかなというふうに思っております。

委員長

千葉委員。

千葉委員

そうですね、決して安いものではない。それから台数も増えて、どの程度の利用率があつてどうのこうのっていう細かいことも段々これから出てくると思うんですけども、やはりちゃんとした保管、それから管理をしていく状況というのは私は学校ごとにつくられたらいいのかなというふうに思ってますけども、

その辺一度機会がありましたら、各学校の状況を聞いてみてですね、そのことについてやっぱり町立の学校はやっぱり一律のものをやっぱり設けたほうがいいのかなというふうに思ってます。近年結構学校の校舎に侵入されたとかガラスが破られたとかですね、ものが盗まれた、盗難に遭ったっていうことが細かい部分ではなかなか報道になってないですが相当な件数あるのも事実でございますので、その辺含めてですね、共通した認識を持って、学校で保管していただければというふうに思ってますけどもその辺について、伺っておきます。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

おっしゃることは十分理解しまして、校長会、それから教頭会などで徹底したいと、改めて確認をしていきたいと思えます。

委員長

ほかございませんか。中川委員。

中川委員

173ページの20番の扶助費についてお伺いします。委員長、175ページにも中学校費で同じ項目があるんですけども、同時に聞いてもよろしいですか。まずこの要保護、準要保護児童、また援助費とありますけども、まずこの人数と援助内容をちょっと教えてもらえないでしょうか。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

それではお答えしたいと思います。まず就学援助の制度でありますけれども、小中学校に通学する上で経済的な理由によりまして就学が困難と認められる生活保護法に規定する要保護者会及び、要保護者に準ずる程度に困窮している準要保護者に対して、当町では就学に必要な経費を援助しております。中身としましては、学用品、それぞれ小中学校の基本額というものが定められております。小学校では1万1420円、中学校は2万2320円、それから通学用品としまして2年生以上の学年ということになりますけれども、通学用の靴ですとか、雨靴、雨傘、上靴、帽子などが対象となります。これについても定額ということで、小中それぞれ2230円、それから校外活動費、学校内で行われる学校行事に必要な経費というようなことであります。それから体育実技の用具費、これはスケートということになってまして、小学校では1年生と4年生、中学校の1年生が対象となりまして、ともに1万1590円が上限と。それから、新入学児童生徒の学用品というようなことで、新入学児童生徒が通常必要とする学用品と通学用品ということでもあります。こちらについては小学生で2万470円、中学校で2万3550円。そのほか実費としまして、修学旅行費、通学費、医療費、学校給食費、児童生徒会費、PTA会費が対象となっております。それで人数でありますけれども、27年度の実績でいきますと、要保護

の部分については生活保護のほうで、公費からということで対象になりますので、町のほうではそのうちの修学旅行費だけを要保護のうち、修学旅行費の分についてだけ対象に支給をしております。それが、小学校では5世帯の7名、それから準要保護では、小学校が24世帯、児童が33名。中学校では、15世帯、20名が、該当というふうになっております。以上です。

委員長 中川委員。

中川委員 今、援助費の内容を聞かせてもらいますと、その中には、制服に関しての項目がありませんでした。それで、169ページに戻るんですけども、その中で、高校生に対しては制服を補助しております。そういったなかでやはりここでも中学校に入る生徒にもね、やはり補助をする必要がこれからあるんじゃないかと思うんですけどもそこら辺の考えはどう考えてるんでしょうか。

委員長 教育長。

教育長 中学校の制服につきましては小学校費のほうで入学支度金というのがありまして、そちらのほうでみているようなかたちになっております。ですからそこでみてます。

委員長 中川委員。

中川委員 そうなれば、今小学生が卒業するときには、卒業式には中学校の制服を着て、式を受けてるじゃないですか。そのときはやっぱり補助的にはその時期には間に合うってことなんですか。

委員長 教育長。

教育長 そのときに間に合うようなかたちで、それで小学校のほうの支度金ということで予算を組んで、それに間に合うようなかたちでという対応をしています。

委員長 中川委員。

中川委員 あとはですね、ちょっと先ほどの金額についてもちょっと今説明ありましたけど、あれちょっと表にしてまとめてくれたら後でもらえれば助かるなと思いますのでよろしくお願いします。

委員長 ほかがございませんか。なければ177、178ページ。櫻井委員。

櫻井委員	すみません、1ページ戻っていただいてよろしいですか。176ページの、19節の負担金、補助及び交付金のところなんですけれども、平取町自治振興会補助金、一番上のものなんですけど、平成28年度に145万円だったものが、今回272万と、127万ほど、伸びてるんですけど、これ説明いただいてませんよね。ちょっと聞き漏らしたのかもしれないですけどありましたら。
委員長	生涯学習課長。
生涯学習課長	それではお答えしたいと思います。29年度の予算で増えた部分につきましては、中身としましては備品の購入になるんですけども、大判のプリンターと公民館で使用していた印刷機の部分で127万円です。この財源を求めるときにその市町村の振興宝くじの分で財源確保を図ろうとしていたものですから、その事業主体としましては、自治振興会、町ではちょっと対象にならないものですから、自治振興会のほうで購入をしていただくというようなことで予算措置をさせていただきました。
委員長	ほか、177、178ページ。松原委員。
松原委員	177の節で18、備品購入は町有バス1台なんですけども、町有バスの入れ替えについてですね、契約の方法は入札なのか見積り合わせたのか、どここの会社とですね契約して決定したのかお伺いしたい。
委員長	生涯学習課長。
生涯学習課長	29年度の部分でありますので、これからになりますけれども、見積り合わせということで考えております。予算の精査につきましても見積書をいただいて予算を計上しております。とりあえずそういうことでよろしいですかね。
委員長	ほかございませんか。なければ179、180ページ。181、182ページ。183、184ページ。中川委員。
中川委員	184ページの11節の需用費なんですけども、昨年総務文教委員会の中で学校を訪問した際に、ちょっとプールのほう、見させてもらいました。なかなかもう年数も経ってて古いなと思ってちょっと頼みまして詳細のほうも見せてもらったんですけども、本町地区が平成3年、それから振内地区は昭和63年、それから貫気別地区は平成2年に建てているそうでございます。その中で、需用費の分に関してちょっと平成26年から実績を見せてもらったんですけども、結構、修繕料に対しては年々26年に対しましては60万。60万ちょっとかかってますね。27年には83万、28年には85万ほどの修繕料がかか

っております。全体を通しますと、経費合計で、平成26年にはこの三つのプールで三つ合わせて686万、平成27年には836万、平成28年には857万という経費がかかっております。これらのことを考えた場合ですね、これからもっと経費がかかってくるような感じもしますけども、教育委員会としてはこれからどういうふうな考えをしていくのか、そこら辺のことを聞きたいと思っております。

委員長

教育長。

教育長

お答えしたいと思います。町民プールの管理費につきましては中川委員言っただとおりそれぐらいの金額がかかってきております。29年度では修繕ですとかいろいろ含めて、924万ほどかかってくるというようなかたちになっておりまして、1千万近くの金額が毎年かかってきております。各プールとも開いている期間というのは、7月、8月の2か月間ということですので、今利用の状況というのは非常に一般開放部分については少なくなってきたりまして、子どもたちの利用につきましては一定程度、児童数、生徒数も少なくなってきたりということではありますけれども、授業の中で使ったりということはありませんけれども、一般開放はとにかく、かなり人数は少なくなってきたりしております。費用対効果といいますかそういうのを考えていきますと、将来的には1か所にきちんとしたプールをつくって、そちらのほうに子どもたち、プール授業をやるということになりましたら、バス等の送迎を行って、1か所で効率的にやっていくのが望ましい姿かなというふうには思っております。総合計画には今のところ載せておりませんが、町理事者のほうとも話をしております、毎年それぐらいかかる、また今後ますます老朽化していくということで、ろ過器ですとかポンプですとか、配管、またプール本体自体もいかれてきているということもありまして、この金額がますます増えていくということもありますので、早い段階で、そういう施設の部分についてどのようなかたちにしていくかというのを、町理事者とも話をしております、より良いかたちに持っていくというふうには考えているところです。

委員長

中川委員。

中川委員

このことについては、もう平取町全体のことを考えてみますと、地域にもいろいろと相談しなければいけないことだと思うんですね。そこらへん十分把握しながら、慎重に協議のほう進めていってほしいなと思っておりますのでよろしくお願いたします。

委員長

ほかございませんか。松原委員。

松原委員	<p>すいません。182ページ、図書のほうへちょっとバックしていいですか。備品購入、図書ですね、18の図書のことなんですけども、図書の購入なんですけども、町民に図書を意欲的に読んでもらう必要があると考えておりますけども、こういう購入の予算というのは、今までどおりでいいのか、また図書館の利用の数がですね、前年比に比べてどのように推移しているのか、また年代別に調査していればその結果をちょっとお知らせしていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>生涯学習課長。</p>
生涯学習課長	<p>お答えしたいと思います。図書につきましては前年同額ということで250万という計上させていただいておりますけども、スペースのことも含めまして、それからやっぱり中身の部分につきましても、なるべく時代にあったニーズに応えたようなことで対応していきたいということで毎年こういう額を計上させていただいております。古い部分もかなりありますので、そういったものは、毎年整理をして、必要な方には無償で配るということで毎年整理をしながら更新をしていっているような状況でありまして、そういうものがないとなかなか図書館には足を運んでいただけないのかなということで、毎年購入をさせていただいております。利用の実績につきましても、子どもたち、それから一般の方々も含めて、極端に落ちているわけではなくてそれなりに同じようなかたちで人数は来館されてますし、貸し出しのほうもそんなには落ち込んではいないというふう実績となっていると思います。</p>
委員長	<p>ほかございませんか。なければ185、186ページ。187、188ページ。189、190ページ。191、192ページ。193、194ページ。195、196ページ。197、198ページ。199、200ページ。201ページ。それでは予算書7ページ。第2表債務負担行為について質疑を行います。質疑ございませんか。次に8ページ、第3表地方債について質疑を行います。それでは歳入歳出事項別明細書について質疑を行いました但これまでの歳入歳出の全体を通して改めて質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。松澤委員。</p>
松澤委員	<p>申しわけないです、132ページの4款1項1目18節備品購入費の歯科保健用備品に質問したいと思います。これはフッ化物洗口の薬剤の保管庫として、28年度2個、29年度3個ということでしたが、このフッ素のことにつきましては、保護者等のいろんな賛否両論ありましたけども、1年経過したということで、どのような内容で進められているのか、保護者の理解は得られているのかちょっとおわかりであればお知らせ願います。</p>
委員長	<p>保健福祉課長。</p>

保健福祉課長 お答えいたします。フッ化物につきましては28年度より進めております。まず、始めたのが二風谷保育所、そして紫雲古津保育所ということで、保護者の方にはちょうど集まったときに、皆様方にご説明いたしまして、そのあとフッ化物をするかしないかのアンケートをとり、そしてその中でする方はその保育所ですするというようなかたちにしております。ほぼ全員が今してるような状況です。そして29年度においては苧菜保育所ですね、あと貫気別、振内方面を含めて実施するというので、3か所、予算組んでおります。以上です。

委員長 ほか、井澤委員。

井澤委員 142ページをお願いいたします。農業委員会費の中の1番報酬にかかわるところではありますが本日の北海道新聞の報道の中で、新しい制度に29年度なって農業委員の応募は1名多くあったんだけど、推進委員については応募がゼロだったということが報道されてましたが、平取町の今農業委員の新しい制度の選考というのか、応募と推薦等のなかでやっておられるんですけども、その辺の状況がどういう状況になっておりますか、お知らせください。

委員長 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 お答えいたします。農業委員の公募、また推薦につきまして今日付けで2名の方が推薦されてきております。また推進委員につきましても1名の方が推薦されて、こちらのほうで受け付けしております。その他の地域につきましても、各地域で農業委員、推進委員につきまして今現在、選んでるという状況を聞いておりますので、私のほうに入ってる情報でいきますと農業委員10名、推進委員7名は今後28日までの応募期間の中に出てくるのかなという感じではいるところであります。

委員長 よろしいですか。ほか、高山委員。

高山委員 直接的には予算ともですね、一般管理費の中で委託料のところ、職員健康管理委託料につきましては、これは職員の身体的なとかそういったことの管理委託料だと思うんですけども、予算に必ずしも反映されなきゃならないということではないんですけども、最近はずいぶんメンタルの部分でですね、前にも一般質問なんかでもいろいろと町でやっていただいているということにはなるんですけども、現在もまた女性の職員1人はやめて、1人はやっぱり長期の休暇をとってるっていうことはあるんですけども、この予算とも直かかるわけではないんですけども、前みたいな衛生委員会だとか何とかそういう、最近の若い方も含めてですけども、メンタル的な、どうもそういうことをお

こす方がいるんですけども、町としてですね、予算とはちょっと関係ないかもしれないけれども、今後とも何らかのやっぱり対応はしていかなきゃならないという状況だというふうに私は、平取だけではないんですけどもそう思ってるんですけども、この予算の中でそういうメンタル的なものは、産業医の報酬だとかいろいろありますけれども、その辺のことについてですね、1点、今後どのようにこのままやっていくとまだ潜在的にそういうような職員もいるようにも聞いておりますので、そういうメンタル的な職員のですね、健康管理等についてですね、この機会でするのでどのようにやっていくのかですね、お話があれば聞いておきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。今ご質問にあったとおり実態としては、長期休暇、辞職というようなことでの実態がございまして、私どもとしては予算配分もしなければならぬところもありますけれども、非常にそういう職場へ出て来れないというような状況になると組織としての運営にも大きな支障をきたすと。もちろん本人は病気、疾病ということですのでそれを完治していただくというような環境に専念していただくということになるんですけども、やっぱり職場の環境がそういった事態に陥ることを極力やっぱり抑制しなきゃならぬということで、実態も受けとめながら、何とかそういうものに未然に、事前に対応できる体制をいろんな今までの反省も含めてぜひ、新年度改めてやっていこうということでございまして、マニュアル化が全てではありませんけれどもそういった職員の対応ですとか、それから例えばそういう職員が復帰したときの周辺の対応ですとか、そういったものも今までとは違った対応で、職場全体で対応できるような、体制と言いますか、そういうのをぜひつくっていききたいなというふうに思っておりますので、特効薬と言いますか、なかなかいろんなケースが想定できますので、それに対応する職員もなかなか大変だということもありますけれども、またいろいろ専門的な立場からも産業医なりそれ以外にももっと専門家の意見を聞くというような、そういう環境もつくりながらなんとか皆さんが健全と言いますかそういうふうに働ける職場づくりに努めてまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

委員長

よろしいですか。井澤委員。

井澤委員

委員長、今、来年度予算のところですけども、今年度予算の災害復旧の事の進捗状況についてここで尋ねることはできましようか。

委員長

常任委員会のほうでそれはやっていただくようお願いします。ほかございせんか。鈴木委員。

鈴木委員 すいません、170ページの9款1項2目21節ということで貸付金ということで、奨学資金の貸付金についてですね、伺いたいと思います。この貸付金につきましては総額28年度からみて30万の減額というかたちで載っておりますけれども、先週末の週報でですね、貸付金、再募集というんですか、そういうかたちで載っていたかというふうに思いますので、今の段階での利用の状況というのはどういうことでそういうかたちだったのかなってということちょっと思ったものですから、お知らせいただきたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。最初の取りまとめの段階では継続の3件、大卒の部分ですね、その分しか来ていなかったものですから、再度募集をしておりますし、まだの予算のほうも枠ありますので、引き続き募集はしていきたいなと思ってます。

委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そういうことになると新規では全く今のところ応募がなかったということかなというふうに思いますけれども、今年もですね、大学なり、また専門学校へという方もそこそこいらっしゃるんじゃないのかなというかたちのなかで、その利用がある方がいいというふうに一概なことにはならないですけども、その辺、どういうその背景として把握か何かされているんでしょうか。

委員長 教育長。

教育長 お答えします。専門学校、大学につきましては、だんだん合格者の発表が今さされてきますので、今後新規の部分については出てくるのではないかなというふうには思っております。課長答えたとおり継続が3名ということでおりますけれども、以前から見たら申し込みは少なくなっているのかなという気はしておりますし、これの要因がどこにあるかっていう分析はしておりませんが、なかなか経済的に厳しいということで高校卒業してすぐ就職ですとか、そういう部分が最近増えてきているのかなと。新聞等でもかなり厳しい、例えば大学進学しても東京行くにしても仕送りの金額も少なくなっているとかそういう部分もあってですね、以前でしたら奨学金を使って何とかいけたけれども、今なかなか奨学金を使っても、そのような進学は難しいということで断念してる分があるのかなっていうふうには考えているところですけども、その辺も29年度で分析をしながら国のほうも返さなくていい奨学金ということで検討しているみたいですので、その辺、それが町の奨学金制度としていいか

どうかは別にして、いろいろと検討していきたいというふうには思っております。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

さまざまな角度からぜひ検討していただきたいと思いますが、貸し付けの要綱と申しますか、そういうなかではですね、たしか大学であれば月4万貸す。ただし卒業して就職すればですね、借りた月と同数の月数で返すということになると月4万ずつ返済するよう、していただくよと。これはやはり今現在、若者の就職環境と申しますかね、本当に3分の1と言いましたか、そういう人たちが非正規で働かざるを得ないような状況があるということも含めてですね、いろいろ社会的な背景ということもありますので、やはり返せる人は当然返してもらう、それはかまわないんですけどやっぱりなかなか大変だという声はやっぱりこう聞く部分としてありますので、そういう返済の条件等についてもまたぜひ検討していただければなというふうに思っております。さまざまな角度から検討していただいて、せっかく平取で生まれて育て、そして勉学に志を持つ人たちが本当にありがたい制度だなど思っていただけのような中身にぜひ変えていただければなと思っておりますので、よろしくご検討のほどお願いしたいと思っております。

委員長

ほかございませんか。なければ以上をもって平成29年度平取町一般会計予算に対する質疑を終了いたします。本日の会議はこれで散会します。明日15日は午前9時30分から本委員会を再開いたしますので、定刻までにご参集お願いいたします。本日はご苦勞様でした。

(散 会 午後 3時42分)